

皮膚感覚——憶良文学の身体性III

東 茂 美

山上憶良は、よほど維摩詰のエピソードが印象深かったのであろうか、「維摩大士は方丈に在りて、染疾ぜんじつの患うれへを懐むだくことあり：」（「無題詩序」巻5七九四の右）、「維摩大士は玉体を方丈に疾ましめ：」（「俗道の仮合即離し、去り易く留め難きことを悲しび嘆く詩一首并せて序」巻5八九七の右）とつづっている。維摩はインド中部のバーサーリ（毘耶離大城）で、眷属に困まれ妻子とともに暮らす商人でありながら、病氣見舞いに訪れた文殊師利と問答をして、ついに文殊を感服させるほどのすぐれた居士であった。それだけに、多くの在家の人びとに支持されている。『万葉集』には、光明子が主催する維摩会であられた「仏前の唱歌」（巻8一五九四）が載せられている。⁽¹⁾いま『維摩経』の内容や維摩会の創始とその展開について、くわしく述べようとするわけではないが、斉明二年（六五六）に藤原鎌足が病になったおり『維摩経』の法力で快癒したことをもって、維摩会の創始とするように（『興福寺伽藍縁起』）、維摩が「癡」（ajñāna）と「有愛」（bhava-priya）により病むことを明らかにするために、方便として病んだこのエピソードは、ひろく知られていたらしい。それを憶良は「染疾の患へ」とつづるのである。

ところで『ヴィマラキールティ・ニルデーシャースートラ』(Vimalakīrti-nirdeśa-sūtra)は、『古維摩詰經』(後漢・
 嚴仏調訳)にはじまり、『維摩詰經』(仏法普入道門三昧經、呉・支謙訳)、『異維摩詰經』(異毘摩羅詰經、晋・竺叔
 蘭訳)、『維摩詰所説法門經』(維摩詰説不思議法門經、晋・竺法護訳)、『維摩詰所説經』(不可思議解脱經、姚秦・
 鳩摩羅什訳)、そして『説無垢称經』(唐・玄奘訳)などが、相次いで訳出されている。さらに鳩摩羅什の『維摩詰
 所説經』を注釈した僧肇の『維摩註』、智顛の『玄疏』、『文疏』、『義記』、吉蔵『義疏』、『略疏』などの注釈書
 までふくめれば、おびただしい数におよぶ。『維摩經』のうちでもっとも広く用いられたのは、鳩摩羅什訳である。お
 そらく憶良も、これによつて維摩に親しむことがあったのであろう。

いま支謙訳と鳩摩羅什訳、それに玄奘訳を一読してみても、三訳の維摩染疾のくだりをたどつてみ
 ると、「現身有疾」「身為災一増百病」「汝行詣維摩詰問疾」「吾將立空室合座為一座、以疾而臥」(以上、支謙訳)、
 「現身有疾」「身為災百一病惱」「即以神力空其室内、除去所有及諸侍者、唯置一床以疾而臥」(以上、鳩摩羅什訳)、
 「時無垢称作是思惟、我嬰斯疾寢頓于床」「汝応往詣無垢称所問安其疾」「我今応以己之神力空其室内除去一切床座資
 具及諸侍者衛門人等、唯置一床現疾而臥」(以上、玄奘訳)と、「疾」「病」「病惱」などの語句は見られるもの、
 憶良のように「染疾」といった表現は見えない。もちろん「染疾」が憶良の造語であるというわけではあるまい。
 仏教では煩惱にそまつた心 (kṛiṣṭa-citta) を「染心」といい、そうした心をもつがゆえに衆生 (rakta) を「染者」
 とも漢訳している。そもそも「染」そのものが、不純なもの・煩惱だけがれた心を意味する。しばしば内典に説く
 ように、「病苦」が「染無智」(kṛiṣṭa-saṃmoha) におおわれているがゆえに、衆生が味わわなければならない「八
 大の辛苦」(「世間の住み難きことを哀しむる歌一首并せて序」巻5八〇四、八〇五)のひとつであり、憶良にとつ
 て「染疾」の語句を書きつけるのは、容易であったともいえよう。それにしても、『維摩經』に親しんだであろう憶

良であつてみれば、そのままそれからの借用があつてもよきそうである。

「染」は「水」「九」「木」の会意文字（『通訓』）、あるいは「水」と「朶^だ（朶）」との会意文字（『説文』）とされている。水に草木（くちなしあかね 梔・茜・とち 橡・ひさじ 斗）を浸し、その樹液・草汁によって色をつけて染めるの意。じゅうぶん染めつけがっているさま。これを水に浸して染色するわけで、どちらの解釈にしても、染めるということであり、他意はない。そうであれば、憶良にとつて、「病む」ことは染められていく感覚としてあつた。皮膚がやがて身体が、「病」という色とりどりの染料で、淡くも濃くも染められていく感覚が「病む」というものであつた、といえるのではあるまいか。⁽³⁾

二

「八大の辛苦」といえば、そのひとつである「老苦」もまた、こうした皮膚感覚によつてうたわれている。いまは作品の一部だけを引用してみよう。別稿でもふれた「衰老相」⁽⁴⁾は歌において、

…みな 蝮^{わた}の腸 か黒き髪に 何時の間か 霜の降りけむ 紅^{くれなゐ}の 一に云ふ「丹^にのほなす」
おもて 面^{おもて}の上に いづくゆか
あは 皺^{あは}が来りし 一に云ふ「常なりし 笑まひ眉引き 咲く花の うつろひにけり 世間は かくのみならし」
 ○四） （巻5八）

とうたわれている。「無題詩序」で「紅顔は三従^{しやう}と共に長く逝き…」とつづつた「紅顔」を、ここでは「紅の面」「丹のほなす面」とうたう。「紅顔」は曹植の失題詩に「紅顔韡^{あは}曄、雲髻峨峨」とあり、また同人の「静思賦」に「夫何

美人之爛妖、紅顏擘而流光」とある（『芸文類聚』卷18人部一・美婦人）。別に傅毅の「舞賦」にも「姣服極麗、姁媮致態、貌嫵妙以妖蠱兮、紅顏擘揚其華、眉連娟以增繞兮、目流睇而橫波」（『文選』卷17）と見える。舞姫たちは美しく装い、ゆつたりとしたポーズをとり、容姿は艶やかで輝くばかり、そして顔だけは華やか、眉はこれまた美しい弧をえがき、流し目をすればまるで波がたゆたうようである、と。漢武帝の「李夫人賦」に「既激感而心遂兮、包紅顏而弗明」（『全漢文』卷3）と見えるあたりが、もつともはやい時代の例であろうか。漢武に寵愛された李夫人は、兄の李延年によって「一顧すれば人の城を傾け、再顧すれば人の国を傾く」（『玉台新詠集』卷1「歌詩一首」）とたたえられた美人である。

『集』には、つぎのように見える。

- (1) さにつらふ妹を思ふと霞立つ春日もくれに恋ひ渡るかも（卷10一九一一）
- (2) あからひくしきたへの児をしば見れば人妻故に我恋ひぬべし（卷10一九九九）
- (3) 我が恋ふる丹の穂の面わ今夜もか天の川原に石枕まく（卷10二〇〇三）
- (4) あからひく肌も触れず寝たれども心を異には我が思はなくに（卷11二三九九）
- (5) さにつらふ色には出でずすくなくも心の中に我が思はなくに（卷11二五二三）
- (6) ……紅の色もうつろひぬばたまの黒髪変はり朝の笑み夕変はらひ吹く風の見えぬがごとく行

く水の止まらぬごとく…（卷19四一六〇）

(1)や(5)に見える「さにつらふ」は赤みをおびた美しさを形容する。「さ」（接頭語）「丹頬ふ」（動詞）で「赤い頬をした」が語源であろうかという（『時代別』）。(1)では、ほんのりと紅をおびた美しい恋人（妻）を思って、霞の立つ明るい一日も暗く思われるほどであるとうたった。「さにつらふ」は女人だけではなく、「さにつらふ我が大君」

(巻3四二〇)や「さにつらふ君」(巻13三二七六)と、まだ若い男子を称讃する表現ともなっている。これは「紅顔」が、たとえば「紅顔宿昔白頭新」(駱賓王「帝京篇」)とうたわれているのに、ひとしいであろう。恋の思いが表情に出てしまう(5)、そして鮮やかに色づいた黄葉の形容ともなる(巻6一〇五三)。「あからひく」もほとんど同じように用いられているが、「あから」(形状言)は赤・明の両性質を形容したと思われ、照り輝くの意を含んでおり、(2)は「七夕歌」で第三者の立場から、牽牛を夫にする織女の美しさをうたっている。「ぬばたまの夜はすがらに あからひく 日も暮るるまで」(巻4六一九)や「ぬばたまのこの夜な明けそあからひく朝行く君を待たば苦しも」(巻11二三八九)と、「日」や「朝」にかかる場合もある。記歌謡には、

いざ子ども 野^{びる}蒜摘みに 蒜摘みに 我が行く道の 香ぐはし 花橘は 上^{ほっえ}枝は 鳥居枯らし 下^{しえ}枝は 人取り枯らし 三つ栗の 中つ枝の ほつもり 赤ら嬢^{せとめ}子を (記44)

と、美しい女人をたとえた「あからをとめ」⁽⁵⁾の例が見える。最後に(3)の「丹の穂の面わ」についてもふれておきたい。これも「七夕歌」で織女の美しい顔だちをうたう。上掲の記歌謡にあるように、「ほ」は「秀」でもあろう。「穂」にしても「秀」にしても、目立つところ・ひいでたもの(『時代別』)の意味で、天をおおうほどに生命力にあふれる枝は「上枝」(記44)であり、鳥がとまって枯らしたその「上枝」や人が折り取り枯らした「下枝」にかわって、繁茂している「中つ枝」のさまが「ほつもり」である。これもまた内在し横溢する生命力にあふれており、それがそのまま初々しい「赤ら嬢子」を形容する表現となっている。(3)を「丹の頬」として「頬紅をさして」いるとも解積される(『新編全集』)ものの、むしろ紅おしろいはつけなくとも、照り輝くばかりに美しいという意であろう。こうして「丹のほなす」「さにつらふ」「あからひく」は、いずれもうら若い女性を賛美する形容となっている。憶良の「紅の面」は、直接は漢語「紅顔」の翻案であろうが、このように赤・丹といった美しさの表現が広範に用

いられていたがゆえに、それが老によって侵されていく「いづくゆか 皺が来りし」は、読者にリアリステックな感覚を喚び起こしたはずである。

はちきれんばかりの瑞々しい肌は、張り潤いをうしない、やがて黒ずんで皺がよる。老女のさまであり、老女は老女であることにおいて、そのままが周囲の嫌悪となった。中西進氏は「世間の住み難きことを哀しぶる歌」と中国文学において「少年行」と題される作品群との関係を論じられ、この「紅の 面の上に いづくゆか 皺が来りし」に、陸機の失題詩（『芸文類聚』巻18）から「軟顔収紅蕊」を指摘され⁽⁶⁾、井村哲夫氏は『仏本行集経』（空声勸厭品）から「老は好色を奪ひて悪色を生じ悦せる顔面も皮膚皺む。老は華色を壊して悴色と為し、欲楽より楽を奪ひて無楽ならしむ」を指摘されている⁽⁷⁾。さらに「皺」の語句に注目すれば、『長老尼偈経』（Therīgāthā・『南伝蔵』巻25）が参考になる。その全文を引用して、一読してみよう。

1 わが毛髪は黒き蜜蜂の色に似、尖は縮れたりしが、〔今や〕老のために麻や樹の皮に等しくなる。眞実語者の語には相違あることなし。

2 わが頭は香匣の如く香づき、花に満ちてありしが、〔今や〕老のために兎の毛の臭あり。眞実語者の語には相違あることなし。

3 植付よくして茂れる樹林の如く、櫛・針〔もて〕様々に尖を飾りたりしが、〔今や〕老のために処々に禿あり。眞実語者の語には相違あることなし。

4 黄金を以て飾りたる、黒くして香よき〔髪束〕は、見事に組髪に作られて美しかりしが、〔今や〕老のために頭に禿部あり。眞実語者の語には相違あることなし。

5 わが眉毛、先には画師の巧みに描きたる画の如く美しかりしが、〔今や〕老によりて皺のために垂れ下れり。眞

実語者の語には相違あることなし。

6 「わが」眼は摩尼珠の如く、光ありて愛らしく、紺色にして大なりしが、「今や」老のために害はれて光なし。真実語者の語には相違あることなし。

7 年尚ほ若かりし時、「わが」鼻は柔かく高く釣合ありて美しかりしが、「今や」老のために、恰も炙られたる如くなり。真実語者の語には相違あることなし。

8 わが耳じだは、作り善く仕上げ善き腕環の如く、先には美しかりしが、「今や」老のために皺垂れ下れり。真実語者の語には相違あることなし。

9 わが齒は、先には芭蕉の新芽の色の如く美しかりしが、「今や」老のために抜け落ち「又は」麦に似て黄ばめり。真実語者の語には相違あることなし。

10 樹林の中なる密林往来者、拘コキョウ羅の如き、甘美の声ありしが、「今や」老のために処々中絶す。真実語者の語には相違あることなし。

11 わが頸は、先にはよく磨かれて、滑かなる螺貝の如く美しかりしが、「今や」老のために折り曲げられたり。真実語者の語には相違あることなし。

12 わが両腕は、昔は円かんぬきき門にも似て見事なりしが、「今や」老のために弱りて波ハ吒タク梨花の如し。真実語者の語には相違あることなし。

13 わが手は先には、滑らかに柔らかに、金を以て飾りたりしが、「今や」老のために「樹の」根や幹の如くなれり。真実語者の語には相違あることなし。

14 わが二の乳房は脹らみ円くして、よく釣合ひ上に向ひしが、「今や」水なき水ふい鞆トウの如くして垂る。真実語者の語

には相違あることなし。

15わが身体は、昔はよく磨きたる黄金の板の如く美しかりしが、そは〔今や〕細き皺おぼに掩おほはる。眞実語者の語には相違あることなし。

16わが両の股は、昔は象の鼻〔の如くして〕見事なりしが、〔今や〕そは恰も竹や葦の如くなり。眞実語者の語には相違あることなし。

17わが両の脚は、滑らかなる黄金の脚環を以て飾られて見事なりしが、〔今や〕老のために胡麻幹ごまがらの如くなり。眞実語者の語には相違あることなし。

18わが両の趾は、昔は綿を満たせる〔履〕の如しとされて、美しかりしが、〔今や〕老のために顛ふるひ皺おぼよれり。眞実語者の語には相違あることなし。

19〔わが〕この合成〔の身〕は是の如く老衰して衆苦の家たり。塗料の剝げ落ちたる古き家の如し。眞実語者の語には相違あることなし。

老女アンバパーリーの嘆きは、若かりし頃のわが身の美しさと対比され表現されているだけに、なおさらに悲惨である。髪に四偈をつくしている。蜜蜂色のゆたかな髪は、いまや白くなり髪飾りにたえぬほどである。眉は垂れ、眼はずずやかな光をうしなつて濁り、鼻は鬱血して火で炙つたよう、耳たぶは垂れ、齒は黄ばみ、声はかすれ、すつきりとのびていたはずの頸は曲がり、腕も股も脚も丸みが削げて、いまや葦や胡麻幹のよう。目元には皺がより、耳たぶは皺がよつて垂れ、手は潤いがなく皺がより、乳房は水の入らぬ皮ぶくろのように垂れさがる。足の裏さえかたくこわばり、皺におおわれている。

こうした老女の嘆きこそ、「蜷の腸 か黒き髪に 何時の間か 霜の降りけむ 紅の 面の上に いづくゆか 皺

が来りし」とおなじであろう。いわば外界にさらされた臓器である皮膚は、外から内へ角層・上皮組織の表皮・結合組織の真皮・脂肪組織の皮下組織によってできているという。⁽⁸⁾ そのうちの真皮はコラーゲンという繊維（膠原繊維）と弾力繊維とからなり、弾力繊維は、コラーゲン繊維の束をまとめ、引き締め、皮膚につややかな張りをあたえる。この弾力繊維が過剰に生産されると、ぎやくに弾力性をうしない、皮膚は黄ばんでごわごわとした皮膚にかわる。皺や肌のたるみは、かくして出現するのである。さらに角層が保湿性をうしない、皮脂の分泌も減少してくると、皮膚は乾きかさつくようになる。寒暑の外気にさらされた肌の一部はさらに異常をきたし、シミ（良性腫瘍）がふえて黒ずんでくる。頭に麻糸をいただき、樹の幹のようななささくれだった手をし、かつ皺におおわれた老女アンパパーリーの嘆きは、誰もおとずれる「衰老相」(Jara) であろう。⁽⁹⁾

憶良はそうした老いを、皮膚感覚としてうたう。「皺」は歳月の積み重ねのなかで、自ずと身体の内から生じるものとはうたっていないことに注目したい。人知れずどこかにひそみ、時をうかがい、「丹のほなす 面の上」にしのび寄り、へばり付き、すべらかな肌を無惨にも侵し、やがて掩い尽くしていくのが、ほかならぬ「皺」というものであった。

三

憶良は「惑へる情を反さしむる歌一首并せて序」（巻5八〇〇、八〇一）で、つぎのようにうたっている。

父母を 見れば尊し 妻子見れば めぐし愛し 世間は かくぞことわり もち鳥の かからはしもよ 行く
へ知らねば…

長歌に先立つ序文には、「或人、父母を敬ふことを知りて、侍養を忘れ、妻子を顧みずして……」とあり、右の「もち鳥の かからはしもよ 行くへ知らねば」に相当する部分は見られない。やや乱暴な言い方になるが、この「もち鳥の……」をとり去っても、とりたてて序文で主張される内容と齟齬するわけではない。ましてや、こうした長歌の途中で七音句が続くのは異例（『釈注』）であり、「もち鳥の かからはしもよ」は、今日でも解釈にゆれがある。注釈書からそのままあげてみよう。

(1)

・ 鶺鴒にかかった鳥のやうに、互いにかかり合ひたいことだ。 どういふところへ流れてゆかうともわからないのだから（『注釈』）

・ もち鳥のように 離れずにかかりあいたいものだ 一寸先は闇なのだから。（『新編全集』）

・ とりもちに かかった鳥だ からみ合つて 生きてゆきたい 後の世は 知れぬのだから（『井村全注』）

(2)

・ 鶺鴒にかかった鳥のやうに何うにも離れられないものであるよ。その外に行く所が知られないので。（『窪田評釈』）

・ 鶺鴒にかかった鳥のように繋がっているものだ。離れて行く方を知らないのだから。（『全註釈』）

・ もちに懸つた鳥の如く、係累ではあるが、他に行くべき方法はない。（『私注』）

・ 鶺鴒にかかった鳥のように、いくらもがいても逃れがたく、わずらわしいことよ。父母・妻子への気持は果てしないのだから。（『全訳注』）

・ 恩愛の絆は鶺鴒にかかった鳥のように離れがたく断ち切れぬものなのだ。行く末どうなるともわからぬ有情世間のわれらなのだから。（『釈注』）

・とりもちに掛かった鳥のように、離れがたいことよ。これから自分は何処に行くか分からないのだから。(『新大系』)

おおまかに分類すれば、以上のように(1)の「かかり合いたい」(2)の「断ち切れぬものだ」となっている。たとえば『注釈』は、「かからはし」は「かかるべくあり」の意であり、「互いにかかり合ひたいことだ」と解釈し、井村氏はこれにしたがいながら、別に「憶良は、父母妻子の恩愛の絆にむしろ進んで身を委ねよう、それが凡俗の常態として情の自然だ、という思想を持っていた」とも、「トリモチにからめ捕られた鳥が人間の姿であるのなら、よし、そうあるまでだ。貪りの愛に積極的にかかわって生きて行きたいものだ」と主張する⁽¹⁰⁾とも論じられている。したがってこれは、いわば倍俗先生を論ず、憶良の声と違ってよいであろう。(2)は、大方が「断ち切れない」と解釈するグループであるが、それぞれ微妙にニュアンスが異なっている。『新大系』は家族の束縛を藕に、自分を鳥に譬えているのであり、「もち鳥の…」は「惑える男の気持ちを代弁する語」であるという。そうなら、(1)とは反対に、これは倍俗先生の声となるであろう。それにしても、「からみ合って 生きてゆきたい」(『井村全注』)と「いくらもがいても逃れがたく、わずらわしいことよ」(『全訳注』)では、語句の解釈に大きなへだたりがあるように見える。

ところで「もち鳥」が、内典の「藕膠」によっていることは、つとに井村氏が『仏本行集経』(空声勧厭品)、『大般涅槃経』(光明遍照高貴徳王菩薩品)からの用例をもって指摘されたとおりで、ほぼ通説となっている。⁽¹¹⁾ やや長い引用になるが、井村氏の引用される部分の前後を補いながら、ここで一読してみよう。⁽¹²⁾

・処々の五欲は自ら纏縛すること猶ほ飛鳥の羅網を犯す如く亦獼師の藕膠を布くが如し。

・譬へば雪山の懸峻の処の如し。人と獼猴と俱に行くこと能はず。或は復処有りて、獼猴能く行き、人行くこと

能はず。或は復処有りて、人と獼猴と二つ俱に行く。善男子、人と獼猴と能く行く処は、諸の獵師純ら獼膠を以て之を案上に置き、用ひて獼猴を捕ふ。獼猴癡なるが故に、往きて手之に触る。触れ已りて手を粘す。手を脱せんと欲するが故に、脚を以て之を踏む。脚復随つて著す。脚を脱せんと欲するが故に、口を以て之を齧む。口復粘著す。是の如きの五処悉く脱することを得ること無し。是に於て獵師は杖を以て之を貫き、負ひて家に還帰る。雪山の嶮処は仏・菩薩の所得の正道を喩へ、獼猴とは諸の凡夫を喩へ、獵師とは魔王波旬を喩へ、獼膠は貪欲結を喩へ、人と獼猴と俱に行かざるは、諸の凡夫、魔王波旬の俱に行ずること能はざるを喩へ、獼猴能く行き、人能はずとは、諸の外道の智慧有る者、諸の悪魔等の五欲を以てすと雖も繫縛すること能はざるを喩ふ。人と獼猴と俱に能く行くとは、一切の凡夫及び魔王波旬、常に生死に処して修行すること能はず。凡夫の人は五欲に縛せられ、魔王波旬をして自在に將去せしむ。彼の獵師の獼猴を獼捕して擔負して家に帰るが如し。

「父母を 見れば尊し 妻子見れば めぐし愛し」とうたうのであるが、それは裏をかえせば、五官(眼・耳・鼻・舌・身)によつて生じる欲望(五欲)に繫縛されて生じる心情に他ならない。「五欲」とは、飛ぶ鳥にとつてのかすみ網、獵師のまいた獼のようなものであるという。『涅槃經』の語るところはたいへん具体的で、無知な獼猴が獼にからめ捕られていくさまがつぶさに語られ、獵師である魔王波旬 (Pāpīyas・欲世の第六天他化自在天の主) がしかけた獼すなわち「五欲」「貪欲結」に、無智であるがゆえに四肢をとられ、果ては咬みきろうとした口までもとられて、捕縛されてしまう獼猴(凡夫)がいる。魔王波旬とは、ここでは煩惱そのものの譬えとみてよいであろう。先に述べたように、井村氏はこうした「獼膠」の譬えから、「かからはしもよ」を「からみ合つて 生きてゆきたい」(『井村全注』)と解釈される。これは「障り」(avarana)つまり煩惱であることを自覚したうえで、むしろそれを「獼猴」(凡夫)の自然の情として肯定しようとする憶良の口吻を、文脈のなかから読みとろうとされるからであろう。

しかし「糺膠」(五欲)は、「獼猴」(凡夫)には、手や脚やさらに口をもつてしても、どうにも断ち切りがたいものとして存在するのであり、文脈のうえからはまず「離れがたく断ち切れぬもの」(『釈注』)と解するのが、よいのではあるまいか。はやくに中西氏が説かれるように、「障り」あるものをうたうのが、憶良のつねでもあるからである。⁽¹³⁾

世間に生きる凡夫(もちろん憶良もそのひとりであろう)は、悲喜こもごもの感情の起伏のなかにあつて暮らす。「父母を 見れば尊し」と思い「妻子を見れば めぐし愛し」と思う。これはありふれた家族の風景であろう。そうした父母や妻子との関係を、憶良は「糺膠」のぬめり絡みつく粘性からうたうのであった。これもまた、皮膚感覚からの発想といつてよい。

四

家族の風景といえは、憶良はこうもうたっている。

：老いにてある 我が身の上に 病をと 加へてあれば 昼はも 嘆かひ暮らし 夜はも 息づき明かし 年
 長く 病みし渡れば 月累ね 憂へ吟なまよひ ことことは 死ななと思へど 五月蠅ばへなす 騒さわく子どもを 打う棄つて
 ては 死には知らず 見つつあれば 心は燃えぬ： (巻5八九七)

右は、「老いたる身に病を重ね、年を経て辛苦み、また児等を思ふ歌」の部分である。この作品は題詞「老身重病、経年辛苦、及思児等歌」の「及」は従来「また」と並列する接続詞として訓むのが大方であるが、「さらに児等を思ふ」(『集成』)と添加の副詞として、あるいは「思ひを児等に及いたす歌」(『井村全注』)、「児等を思ふに及いたる歌」

『釈注』、「児等を思ふに及びし歌」（『新大系』）と動詞としても訓んでいる。⁽¹⁴⁾たとえば『新大系』は、「題詞の『及』は従来マタと訓まれることが多かったが、老病に辛苦することと子を思うこととは並列や添加の関係ではなく、むしろ老病の結果、子を思うにオヨブことと解する」と記している。「及ぶ」と訓んだ場合、「水沫なすもろき命も拷縄の千尋にもがと願ひ暮らしつ」（第五反歌・九〇二）と「去にし神亀二年に作る。ただし類を以ての故に更に茲に載す」の下注とともに併載している「倭文たまき数にもあらぬ身にはあれど千年にもがと思ほゆるかも」（第六反歌・九〇三）にうたわれる「飽くなき生への意志」（『井村全注』）が、もっぱら子のためであることになり、問題が残らないわけでもない。いずれの訓みをとるかを決するのは当面の問題ではないが、「児等を思ふに及びし歌」（『新大系』）と解するならば、「五月蠅なす 騒く子ども」の位置が作品でしめる意味は、意外に大きいといわねばなるまい。ところで、「五月蠅なす」は、「騒く」の枕詞であるとするのが一般的であるが、見ている者の破顔をささそうような、子どものはしゃぎぶりをイメージしているわけではなさそうである。

(1) 速須佐之男命、命させし国を治めずて、八拳須心前に至るまで啼きいさちき。其の泣く状は、青山は枯山如す泣き枯らし、河海は悉に泣き乾しき。是を以ちて悪しき神の音、狭蠅如す皆満ち、万の物の妖悉に発りき。（『記』神代）

(2) 是に天照大御神見畏みて、天の石屋戸を開きてさしこもり坐しき。爾に高天原皆暗く、葦原中国悉に闇し。此れに因りて常夜往く。是に万の神の声は狭蠅なす満ち、万の妖悉に発りき。（『記』神代）

(3) 然も彼の地に、多に螢火の光く神、及び蠅声す邪しき神あり。復草木 咸に能く言語有り。（『紀』神代下）

(4) 高皇産霊尊、八十諸神に勅して曰はく、「葦原中国は、磐根・木株・草葉も、猶能く言語ふ。夜は燐火の若に喧響ひ、昼は五月蠅如す沸き騰る」と、云々。（『紀』神代下）

(5) 三十五年の春二月に、陸奥国に貉有りて、人に化りて歌うたふ。夏五月に、蠅有りて聚集る。其の凝り累ること十丈ばかり。虚に浮かびて信濃坂を越ゆ。鳴る音 雷の如し。則ち東のかた上野国に至りて自づからに散せぬ。〔『紀』推古三十五年〕。

(6) 清めると濁れると糺はれ、天地の草昧より已前、諸祖天神「俗、賀味留弥・賀味留岐といふ」、八百万の神たちを高天の原に会集へたまひし時、諸祖神、告りたまひしく、「今、我が御孫の命の光宅さむ豊葦原の水穂の国」とのりたまひき。高天の原より降り来し大神のみ名を、香島の天の大神と称ふ。天にては則ち、日の香島の宮と号け、地にては則ち、豊香島の宮と名づく「俗いへらく、豊葦原の水穂の国を依さしまつらむと詔りたまへるに、荒ぶる神等、又、石根・木立・草の片葉も辞語ひて、昼は狭蠅なす音響ひ、夜は火の光明く国なり。此を事向け平定さむ大御神と、天降り供へまつりき」。〔『常陸国風土記』香島郡〕

(7)：天地と いや遠長に 万代に かくしもがもと 頼めりし 皇子の御門の 五月蠅なす 騒く舎人は 白たへに 衣取り着て 常なりし 笑まひ振舞 いや日異に 変わらふ見れば 悲しきろかも (巻3四七八)

(1)は須佐之男が海原の統治を放棄して号泣するくだり、(2)は高天原での須佐之男の狼藉に、姉神の天照大御神が石屋戸にこもってしまったくだりである。須佐之男の「啼きいさちる」行為が、青山を枯らし河海を干しあげてしまふのは、自然の摂理を乱すゆゆしい行為であり、いわゆる三貴子の分治バランスを混乱させる行為であったといつてよい。その結果、邪悪な神がみを誘いだし、伊耶那伎の怒りをもって追放されることになる。根の国へ行くことになった須佐之男が、姉の天照大御神に暇ごいすべく昇天し、高天原で狼藉をはたらく。彼の冒瀆を「見畏み」天照大御神は石屋戸にこもってしまうのであるが、それによって治定をうしなつた高天原では、悪しき神がみが跳梁跋扈することになる。こうしてみると、「狭蠅なす」は騒然とした音響を形容するだけではなく、まがまがしいイメー

ジがからんでいる⁽¹⁵⁾。

(3)(4)は天孫が降臨する以前の葦原中つ国のさまで、そこには大した力はなくとも、ざわめきしたがおうとしない国神たちがおり、草や木の精霊さえも、ものを言い自己主張をする、騒然とした無秩序な状態であるという。(6)は天孫の降臨に先立って地上を平定するために天降ってきた、日の香島(地上にあつては豊香島)の神を祭祀する、鹿島神宮の縁起である。これは(3)(4)にいう葦原中つ国のスケッチの延長上にあるといつてよいであろう。

(5)は災異。三十四年には春正月に桃や李が狂咲きし、三月には逆に大霜、夏五月には大臣蘇我馬子が薨じている。六月に降雪、三月から七月まで霖雨^{ながあめ}となり飢饉となり、犯罪が多発している。そして翌三十五年には二月に貉が人に化けて歌をうたつたという陸奥国からの報告、夏五月に信濃国伊奈郡と美濃国恵奈郡との国境(信濃坂)あたりで蠅の大群が発生し、それが信濃国を横断して上野国にまでいたつたという報告が記されている。群がった蠅は「十丈ばかり」(十尺・おおよそ三十メートル)であり、じゅうぶん恐懼の対象となつたであろう。これらの災異現象は、ともに推古天皇不与の不吉な前兆として記されているとみてよい。推古は翌年の三十六年の二月に病床に臥す。三月二日に日蝕。これも災異であろう。六日に田村皇子(舒明天皇)に遺言し、七日に崩御する。

(6)は大伴家持の安積皇子挽歌。天平十六年(七四四)閏正月十一日、安積は聖武天皇の難波宮行幸にしたがつたものの、「脚の病」(脚気か)で桜井の頓宮から恭仁宮に還り、十三日に薨じた。家持がうたつたのは二月三日(巻三四七五〜四七七)、三月二十四日(巻三四七八〜四八〇)であり、作歌事情と場所が問題となるが、いまは措く。「皇子の御門の 五月蠅なす 騒く舍人」は、たとえば「皇子の御殿の かつては活気に溢れ騒いでいた舍人たちは」(『西宮全注』)、「皇子の宮殿の (五月蠅なす) 活気に満ちていた舍人たちは」(『新編全集』)、「皇子の御殿の、まるで五月蠅のように賑わしくお仕えしていた舍人たちは」(『釈注』)と、生前の安積に舍人らがにぎやかに奉仕した

さまとするのが大方であるが、「皇子の御殿に、今は泣きさわぐ舎人たちは」（『注釈』）と解釈するほうがよいであろう。将来に大きな期待をよせていた舎人たちが、その死によってよりどころをうしない、嘆き狼狽するさまをうたうのである。もちろん家持の歌は、憶良の創作時から十年をこえる後にうたわれたものであって、二作を横ならびに論じるわけにはいかない。

このようにみてくると、憶良のうたう「五月蠅なす 騒く子ども」のイメージは、子どものいるにぎやかな家庭の一景をイメージしただけのものとは、やはり考えられない。憶良が「五月蠅」を選択してくるうえで、右の諸例と通底するものであったにしても、作品の全容を考慮するなら、いますこし見きわめておく必要がある。

(1) 是故仏説蠅困於蜘蛛網。鳥困於羅。象於剛鎖繫。悪馬困於策。学人觀此已能永捨居業。捐棄妻息除去五欲永離八法。便得為道不著世累。少智之者猶蠅投網鳥入羅裏求出甚難。（『出曜経』「沙門品」）⁽¹⁶⁾

(2) 『：烏陀夷、彼の癡人縛せらるること極めて堅く極めて牢くして転た増し転た急にして断絶すべからず。解脱を得ず。烏陀夷、猶ほ蠅有るが如し。涕唾^{ていだ}の為に縛せられ、彼その中に在りて或は苦しみ或は死す。烏陀夷、若し人この説を作し、彼の蠅縛せらるること堅からず牢からず、転た増し急ならずして而も断絶すべく則ち解脱を得と「言はば」、正説と為すや。』尊者烏陀夷白して曰く『不なり世尊、所以者何。蠅涕唾の為に縛せられ、彼その中に於て或は苦しみ或は死す。この故に世尊、彼の蠅縛せらるること極めて堅く極めて牢くして転た増し転た急にして断絶すべからず、解脱を得ず。』（『中阿含経』「加樓烏陀夷経」）⁽¹⁷⁾

(3) 若し諸欲に著せば、人をして悩苦せしむ。欲に著する人は亦た獄囚の如く、鹿の圍に在るが如く、鳥の網に入るが如く、魚の鉤を吞めるが如く、豺の狗を博つが如く、鳥の鴉群に在るが如く、蛇の野猪に値ふが如く、鼠の猫の中に在るが如く、群盲の坑に臨むが如く、蠅の熱油に著くが如く…（『大智度論』卷17）⁽¹⁸⁾

(4) 凡夫人の法には、種々の過罪ありて、清浄ならざるが故に、則ち凡夫人に属せず。般若波羅蜜は、畢竟清浄にして、凡夫の樂はざる所なり、(夫は)蠅の樂しんで、不浄に処り、蓮華を好まざるが如し。凡夫人は復た欲を離ると雖も、吾我の心有り、離欲法に著するが故に、般若波羅蜜を樂はず。(『大智度論』卷43)

(5) 仏は今、説きて、凡夫人は失する所あるが故に、三界を過ぐることを能はず、亦た二乗を離るることを能はずと言ふ。聖人の意を得ざるが故に、諸法の空を説くを聞きて而も信ぜず。信ぜざるが故に行ぜず、六波羅蜜、乃至十八不共法に住せざるなり。是の如きの功德を失するを以ての故に、名づけて凡夫、小兒と為す。是の小兒は、五衆・十二入・十八界・三毒の諸の煩惱に著し、乃至六波羅蜜、十八不共法、阿耨多羅三藐三菩提に皆な著す。是の故に名けて著する者と為す。(『大智度論』卷43)

(6) 仏言はく。一切の丈夫は、皆四種の不善なる愆過げんくわに由つて、諸の女人の爲めに迷乱せらる。：爾の時に、世尊は而ち偈を説いて言はく、諸欲は皆苦に、下劣穢惡にして、膿血の不浄なれば、深く厭ひ畏るべく、衆多の過患すなはの、集る所なれば、何ぞ智ある人にして、此れに於て忻樂ごんらくせんや、猶廁かはやの中に、不浄の盈ち溢れたるが如く、亦死せる狗、若しくは死せる野干、及び屍陀しだの林の、穢汚あまの充ち遍きが如くに、欲染よくぜんの患の、厭ふべきも亦然り、諸の愚癡の輩は、女人を愛戀すること、犬の子を生めるが如くに、未だ嘗て捨て離れず、亦蠅の吐かれたる飲食を見るが如く、又群猪の糞穢ふんそを貪り求むるが若し。：爾その時に、世尊は而ち偈を説いて言はく。欲に耽りて昏醉せる人：愚人は女人に於て、彼の声色に繫戀けれんし、斯れに由つて染著を生じて、曾て実の如くに知らざるなり、蠅の吐たるものを見て、愛著の心を生ずるが如くに、愚夫の女人の境界を、貪ることも亦是くの如し、女色に顛仆てんぷくすれば、恒に自ら其の身を穢すに、如何なれば彼の愚夫は、此れに於て樂み遊びたじま止るか、鳥の食を求むるが爲めに、網羅を避くるを知らざるが如く、女人を貪愛して、害を被ることも亦是くの如し。：

〔大宝積經〕卷97「優陀延王会」⁽¹⁹⁾

姚秦時代の沙門笠仏念が訳出した『出曜經』では、煩惱を断じ無明を対治する「智」(慧)の少ない凡夫は、五欲に繫縛されて解脱することができぬという。その譬えとして蜘蛛の網にかかった蠅、そして羅網にかかった鳥をあげている。「鳥困於羅」の表現は、「もち鳥の からはしもよ」の部分でふれた『仏本行集經』(空声勸厭品)や『大般涅槃經』(光明遍照高貴徳王菩薩品)に、ほぼひとしい。(3)「鳥の網に入るが如く」、(6)「鳥の食を求むるが為めに、網羅を避くるを知らざるが如く」なども、これにならぶであろう。

(2)『中阿含經』中の「加樓烏陀夷經」は、仏が尊者烏陀夷のために「癡人」について説いたくだりである。「癡人」すなわち愚者・凡夫は、喉の渇きに耐えられぬように、物欲・名誉欲・性愛そのほか、さまざまな煩惱を求めてやまず、それはちようど水分を舐めとるために涕や涎に近づき、かえってそれから捕られてしまう蠅に似ているという。「執著」(abhinivesa)はやがて「苦」(dukkha)を生じ、それに苦しみつ死ぬよりほかはなく、執するかぎり「苦」から解放されることはない。いま引用は割愛するが、『雜阿含經』(卷18)では「執著」を膠を手につけて樹枝をとる譬えをもつて説いている。膠によって手が枝にからみつき、ついに離すことができないというのである。するとこの喩えは、前掲「鷓膠の譬」とおなじであろう。

鳩摩羅什が訳出した竜樹の『大智度論』では、この「執著」をさらに辛辣な譬えを列挙することで説いている。凡夫は獄中の人であり、鹿苑の囲いを出ることのできない鹿であり、釣り針を呑み込んだ魚であり、豺を前にした狗であり、鷓の群れの中にいる鳥であり、野猪に出くわした蛇であり、猫の群れにいる鼠であり…とつづく。豺はヤマイヌ。しばしば猛悪貪欲な人物を譬える場合がある。鷓はトビの類であるが、鷓すなわちフクロウともいう。どちらにしても猛禽類であることには違いない。野猪はよく蛇を喰うといい、猫が鼠を餌食にすることは、いうま

でもないであろう。そして凡夫は、その身を滅ぼすにもかかわらず、しきりに熱い油に群がりたかる蠅なのである。五欲に執するすがたは、蠅が汚物に集まるすがたに似ていて、「蓮華」（清浄な仏の法）を求めないがゆえに、ついに「般若波羅蜜」（悟りを得る真実の智慧、あるいは卓越した至高の境地）に楽しむことはない。「智慧」がなく愚かであるところから、凡夫はそのまま子どもにひとしい。

(6)の『大宝積経』（優陀延王会）には、すこし説明が必要かもしれない。世尊が拘睺弥国こうせんみの瞿師羅園くしらおんにいたとき、優陀延王うだえんの第一夫人の舎摩しゃまは、仏を恭敬して供養している。第二夫人帝女（無比摩建弥迦女ともいう）は嫉妬ぶかく、その帝女にそそのかされた王は、舎摩夫人に矢を射かける。ところが、夫のために仏の慈心を念じていた舎摩夫人から、矢は大きくそれて、優陀延王の頭上でとまり炎のかたまりとなった。王は帝女の妄言を信じておこなった行為を深く懺悔し、世尊に教えを乞う。右に引用したのは仏の説く偈で、女色の貪りを譬えたくだりである。『大宝積経』では、女人を内に毒を満した美しい彩りの瓶とも、腐敗したい狗や蛇の死骸とも、骸骨で相支え皮肉でおおっただけの、不浄で悪臭のただよう残飯とも譬えている。にもかかわらず、「智慧」のない凡夫（愚癡の輩）は、女色を楽しみ欲愛を増長させ、曠野でしきりに喉の渴きをおぼえ、塩水を呑んでますます渴きが増すように、貪欲の愛はいよいよ増していく。そして蠅が吐瀉物を見るように、群れる猪が喰わんがために糞を求めるように、女色に「執著」していくという。ここでも蠅は「智慧」のない愚者・凡夫の譬となっている。

このようにみると、「もち鳥の かからはしもよ」と内典の表現をふまえてうたった憶良にとって、「蠅」の表現は意外に身近な内典にあったことになる。憶良は、命あるかぎりは平穩にありたいと願うが、その願いも裏切られ世間のさだめというべきか、老いた身を病までもが責めたてる、いつそ死んでしまおうかと思ひもするが、子どもを残しては死ぬに死ねず、とうたう。子どもは親のそうした苦悩を知るはずもなく、埒もあかぬおしゃべりに夢中

で、はしやぎ回りかけ回り、べたべたとまとわりついて離れない、小さな腕をいっぱいひろげて親の首にすがり、頬をよせ脚にからみ、体ごと甘えかかってくる鬱陶しさ。それはちようど、五月の蠅が、たとえ幾度追ひ払おうと、神経をいらだたせるような羽音をたて流した汗や涕や涎に群がりたかる、そうした鬱陶しさに似ていよう。頑是ない子どもの所為は、ときとして疎ましくもなるからである。憶良の皮膚感覚がとらえた子どもとは、まさに「蠅」であった。

五

憶良は反歌で、こううたっている。第三反歌と第四反歌を引用してみよう。

富人とみひとの子どもの着る身なみ腐し捨すつらむ純綿きぬわたらはも (巻5九〇〇)

あらたへの布衣ぬのきぬをだに着せかてにかくや嘆かむせむすべをなみ (巻5九〇一)

「純綿良波母」(九〇〇)の文字づかいは憶良自身のそれと思われる。これは「絹よ真綿よ」(『井村全注』)と解釈してよいであろうが、『和名抄』では純を「アシキヌ」と訓み、いわゆる絹とは区別されている。『続紀』によれば、文武天皇元年(六九七)から憶良が没した天平五年(七三三)あたりまで純は七五例、絹は六例を見ることができ。たとえば「壬午、(新羅使)金信福らを朝堂に宴す。禄賜ふこと各差しな有り。并せて国王に絹廿疋、美濃純三十疋、糸二百絢、綿一百五十屯賜ふ」(和銅二年五月二十七日)、「辛巳、大宰帥従三位多治比真人池守に綾一十疋、絹廿疋、純三十疋、綿三百屯、布一百端を賜ふ。善政を褒ほむればなり」(養老元年二月十日)、「辛亥、制して諸国の貢調、短絹・狭純さきあしぎぬ・麁狭絹あらさきぎぬ・美濃狭純のみの法を定む。各長さ六丈、濶ひろさ一尺九寸」(養老三年五月二十三日)など、

やはりここでも、絁と絹とは区別されている。

一般に絁は悪シ絹の意で太い糸で平織りに織ったキヌをさしたものというが、そのなかでも上絁・中絁・凡絁・悪絁と品質をあらわす区別があったらしい。綿は綿花（コットン・ボール）から収穫する木綿ではなく、繭からとれる蚕綿（真綿）で、蚕綿そのままの黒綿や、練をほどこした白綿、さらに纖維質の短い綿とも成虫が出たあとの繭からとったともいわれている短綿などの区別があった。「布衣」の材料となる「布」は、大麻や苧麻ちよまなどの纖維で織ったもの。絁・綿・布のいずれも調庸として徴収され、それが上掲する例のように、報奨や叙位にともなう賜物として用いられるほか、周知のように官人たちの位禄・季禄として、歛とともに支給されている。

たとえば筑前国守時代の憶良は従五位で、位禄として絁四疋・綿四屯・布二十九端・庸布百八十常、季禄として絁四疋・綿四屯・布十端・歛二十口が支給されている（さらに位田八町、職分田二・六町からの収入がある）。正三位で大宰帥であった旅人は、位禄はないものの、位封二百五十戸が納める調庸の絁・綿・布のほかに、季禄として絁十四疋・綿十四屯・布四十二端が支給されていたはずである（位田四十町、職分田十町からの収入がくわわる）。他方、少初位の最下級官人には位禄はなく、日払いの銭はあったにしても、季禄といえば絁一疋・綿一屯・布二端・歛五口の支給がせいぜいで、官位・官職の違いによって圧倒的な官給の差があったようである。興味ぶかいのは、文武三年（六九九）に牟久売なる女性が四児（二男二女）を産み絁五疋・綿五屯・布十端・稻五百束・乳母一人を、文武四年（七〇〇）に鴨梗売が三児（二男一女）を産み絁四疋・綿四屯・布八端・稻四百束・乳母一人を、慶雲元年（七〇四）に高尾葉女が三児（ともに男）を産み絁二疋・綿二屯・布四端を、和銅四年（七一一）に狛部宿祢奈売が三児（ともに男）を産み絁二疋・綿二屯・布四端・稻二百束・乳母一人を、それぞれ下賜されていることであろうか。彼女たちがたまわった布地の量は、下級・中級の官人たちの季禄にほぼ匹敵している。多産が報奨に値す

る慶賀とみなされたからであろう。⁽²⁰⁾

こうした純の例にくらべ、絹のそれはあまりにも少ない。上掲した三例のほかには、

(a) 戊午、詔して曰はく、「国の輸す絹・純、貴賤差有り、長短等しからず。或は絹一丈九尺を輸し、或は純一丈一尺を輸す。長きは直貴く、短きは直賤し。事安穩なるべく、理均しく輸すべし。糸に精麁有るも、賦に貴賤無し。一概を以て貴賤の理を強ふべからず。布は端有りと雖も、稍く便ならぬこと有り。用ゐるに便あるに随ひて、更に端の限を定むべし。」とのたまふ。是に、太政官、精麁の絹・純の長短・広濶の法を議奏す。(養老元年十一月二十二日)

(b) 正五位下守部連大隅、上りて骸骨を乞ふ。優詔ありて許したまはず。仍りて絹一十疋、純一十疋、綿一百屯、布四十端を賜ふ。(神龜五年八月二十九日)

(c) 癸亥、勅したまはく、「内外の文武の百官と天下の百姓と、異端を学び習ひ、幻術を蓄へ積み、壓魅呪咀ひて百物を害ひ傷る者有らば、首は斬、従は流。如し山林に停まり住み、詐りて仏の法を道ひ、自ら教化を作し、伝へ習ひて業を授け、書符を封印し、薬を合せて毒を造り、万方に怪を作し、勅禁に違ひ犯す者有らば、罪亦此くの如くせよ。その妖訛の書は、勅出でて以後五十日の内に首し訖れ。若し限りの内に首さずして後に糺し告げらるる者有らば、首・従を問はず、皆咸く流に配せむ。その糺し告ぐる人には絹三十疋を賞はむ。便ち罪せる家に徴らむ」とのたまふ。(天平元年四月三日)

(a)は調庸の税負担の公平を期するために、賦課額や規格を品質によって一定量の長さや広さに規定することを太政官に命じた詔の部分。(b)は鍛冶造大隅(大角)が致仕を願って許されなかったものの、絹そのほかの品を下賜されている。大隅は『大宝律令』の撰定にたずさわったひとり(文武四年六月)、和銅四年四月に従五位下、養老四

年十月に刑部少輔に任ぜられており、同五年正月に明経第一博士として褒賞されて、絁廿疋・糸二十絢・布三十端それに鉄二十口をたまわっている。神龜年中の「宿儒」のひとりでもあった。『律令』（選叙令）によれば、「凡そ官人年七十以上にして致仕聴す。五位以上は上表せよ」とあり、すでにこの当時は相当の高齢者であつたらしい。やや長い引用となつたが、(c)は憶良の「惑へる情を反さしむる歌」（巻5八〇〇、八〇一）を論じるときにしばしば援用される記事で、官界や市井にはびこるいかがわしい幻術や呪咀、誤つた仏法を説く山林修業者や僧尼の集合を禁じる詔勅である。これが、同年二月十日に起きた長屋王謀反と呼応することは、いうまでもない。長屋王は、「左道を学びて国家を傾けむと欲」と漆部造君足や中臣宮処東人らに密告され、十二日には自尽している。事件は終息したものの、十五日にはふたたび詔勅をもつて、民衆が集団化するのを厳禁し、長屋王が自尽した十二日にさかのぼつて適用させている。⁽²¹⁾この長屋王が、実際に左道を学んでいたかどうかはともかく、全国各地でのつびきならぬ不穏な大衆運動があつたのは、おそらく史実であろう。その密告者に褒賞として約束されたのが「絁三十疋」である。養老元年（七一七）二月に善政をおこない褒賞された、大宰帥従三位多治比真人池守の場合であっても、綾十一疋・絹二十疋・絁三十疋・綿三百屯・布百端にとどまつていることを思えば、密告者にあたえられる「絁三十疋」は、文字どおり破格で高額の褒賞である。⁽²²⁾

絁と絹の事例をながめてみると、憶良が「絁」と書いてうたつた内実が、やや透けてみえてくるように思われる。官界においてもっとも流通したのが絁であり、官給としてあたえられもし、褒賞としてあたえられもするのが、まづ絁であつた。

もちろん布でも、苧麻の繊維で織られた布は、絹のような光沢と風合いにすぐれているところから、別名「絹麻」ともよばれている。それでもやはり絹・絁には及ばなかつたであろう。布地の質は、耐久性をはじめ、防しわ性・

弾性回復性・熱可塑性（熱をくわえることによつて形態が固定する性質）・硬軟性・吸湿性、それにいかにあざやかに染まるかの度合いをいう、染色性などの性質によつて決まるといわれている。おなじ素材でも糸の太さによつて異なるが、絹のような連続長繊維（フィラメント）とは違つて綿や麻のような短繊維（ステープル）の場合では、紡績の技術によつても生地の良い悪いが大きく異なってくる。絹・絨は吸湿性はほぼ一一％。吸水性もよく、弾力性にとむので、しわになりにくく、地薄であつても保温性にすぐれている。しかし紫外線にあたると黄変し、耐アルカリ性も低くて磨耗にも弱い。麻の吸湿性は一〇％から一一％と、ほぼ絹・絨とおなじ。吸水性もよく、ぬれても乾燥する速度が速く蒸発潜熱が大きいので、いわゆる接触冷感にはすぐれているもの、伸縮性にとほしく硬い繊維でしわになりやすいという。苧麻は大麻よりもやや強度にすぐれる。当時は、栲や藤それに葛の韌皮から採取される繊維でも布が織られていたが、絹にくらべて短繊維で粗剛。憶良が九〇一でうたう「あらたへの布衣」は、こうした布で仕立てられた衣類である。

袷仕立ての「半臂」（袖の短い外衣）を例にとつてみよう。『和名抄』（衣服類）に「半臂 蔣魴切韻云半臂」此間名如字但下音比「衣名也」とあり、垂領・右衽（左衽もある）で短い袖がつき、左右の衽の裾を紐やトンボ頭で結びあわせるようになった、上衣である。関根真隆氏によれば、その仕立ては単・袷の両方があつたらしく、用いられる裂も錦・羅・紗・緋・麻布などさまざままで、身頃と袖とをそれぞれ違う裂を裁断して縫いつけたもの、さらに麻布に鳥・草花・獅子を彩画したあざやかなものもあつたらしい。⁽²³⁾天平七年（七三五）に、安拝常麻呂なる人物が⁽²⁴⁾つぎのような「解」を提出している。

安拝常麻呂解

謹解 申所盜物事

合一十三種

麻朝服一領 葛布半臂一領 帛褌一腰 麻糸抜一箇 帛被一盖 紵帳一張 調布帳一帳 被莒一合 緑裳一腰 青裳一腰 釧一面 赤染真弓一枝 幌二具

右等物、六条二坊安拝常麻呂之家、以去八月廿八日夜所盜、注状以解

天平七年閏十一月五日

中宮職舎人少初位上 中臣酒人宿祢久治良

左大舎人寮少属大初位下 安拝朝臣常麻呂

いわゆる盜難届けであるが、安拝常麻呂は、公事の際に着用すべき朝服など、十三品にわたって盜難にあつたらしい。常麻呂は大初位下であるから、朝服は淺縹色の「袍」(淨衣・清衣)であろうか。袍には単・袷・綿入などの仕様の区別があり、盜まれた「麻朝服一領」が夏着の単袍ではなく、冬着として用いる袷袍や綿袍であつたならば、寒空のもと常麻呂のこまりはてた顔がうかんでくる。彼の朝服は麻布である。「帛褌」はおそらく縋の褌(袴状の下着)、「麻糸抜」はどのようなものかよくわからない。「抜」が緯であれば、横糸のこと。麻の纖維を細く裂いて績むための、あるいは麻糸に繕りをかけるための道具なのかもしれない。「帛」でこしらえた「被」(夜具)も被害にあつている。「帛」は絹織物の総称で、絹・縋のいずれとも判じがたいが、おそらくは縋を布地にしそれに真綿をいれた「被」であろう。紵、つまり苧麻や調布の「帳」一張も盜まれている。「帳」は帳か。「被莒」は不明。緑と青の「裳」は、妻か家族のものであるろう。「釧」は釧子か、釧子ならば酒器の類である。その他に、赤染めの真弓や幌二セツト。

こうした盜難品とともに「半臂」が記されているわけであるが、纖維は絹・縋でも絹麻とよばれる苧麻でもなく、

粗雑な葛布でできたものである。それでも彼にとって（また彼の家族にとって）たいせつな衣類であったにちがいない。大初位下の常麻呂の場合、位禄はないが、二月上旬と八月上旬の二回の季禄があった。彼にあたえられたのは絁一疋・綿一屯・布二端、それに鍬十口である。公務の朝服などは支給された。給金で布地を購う機会もあったであろう。各種の衣服類が官給されたようであるが「半臂」は給されるものではないらしい。つまりいわば自前で作った、ということになる。

憶良は「着る身なみ」（巻5九〇〇）・「着せかてに」（巻5九〇一）と、「着る」ことに執してうたっている。九〇〇では、財ある家の子が着余して腐らし捨ててしまう絁や真綿に、そして九〇一では、まっとうに着せてもやれない「あらたへの布」へと眼がそがれている。地薄で軽く、それでいて吸湿性にも保温性にもすぐれ、なにより軟らかい絹や絁、そして冬場には衾にして綿を入れた絹・絁仕立ての袍、襖子、半臂、袴などの着ごちのよさ、いわばそうした肌ざわりの感覚から、子どもへの思いが呼び起こされてくるのである。すでに述べたように、憶良は従五位下であり、「粗布の 着物でさえも 着せやれず 手をこまねいて 嘆くばかりか」（『井村全注』）とうたわれている内容が、彼の暮らしの実態であったとは考えにくい。歌にうたわれる嘆きとは、天平七年冬の常麻呂の嘆きそのままであったように思われる。

六

憶良の「着る」ことへの執念は、創作された年が前後するものの、かの「貧窮問答の歌一首并せて短歌」（巻5八九二、八九三）でもうたわれている。

やや煩瑣になるが、長歌の前段を一読してみたい。

風交じり 雨降る夜の 雨交じり 雪降る夜は すべもなく 寒くしあれば 堅塩かたしほを 取りつづしろひ 糟湯かすゆ
 酒 うすすろひて しはぶかひ 鼻びしびしに 然しかとあらぬ ひげ搔き撫でて 我あれを除おきて 人はあらじと
 誇ろへど 寒くしあれば 麻衾あさぶすま 引き被りかがふ 布肩衣ぬのかたぎぬ ありのことごと 着襲きそへども 寒き夜すらを 我われより
 も 貧しき人の 父母は 飢ゑ寒こゆらむ 妻め子どもは 乞ひて泣くらむ この時は いかにしつつか 汝なが世
 は渡る…(巻5八九二)

見かけはいささか貧相ながら志気昂然たる人物が登場し、寒風雨雪の夜は「すべもなく」寒いとうたいはじめる。憶良自身の自画像とする大方の説にしたがうなら、従五位下で官僚あがりの老男ということになるう。「我よりも貧しき人は」とうたうことから、どうやら「自分もまた貧乏人だとは自認しているらしい」(『井村全注』)。それにしても「すべもなく 寒くしあれば」とは、皮膚感覚そのものではないか。この「すべもなく」は、「せんすべもなく」(『注釈』)、「どうしようもないほど」(『新編全集』)と、程度副詞的な用法として解釈されるのが一般的であるが、「すべ」(術)に着目すれば、冬の寒さをふせぐために、衣・食・住にわたってそれなりの手立てをしているにもかかわらず、それでも寒いというのであるう。後半では「伏蘆」「曲蘆」と住居が具体的にうたわれ、また「甑」「飯炊く」と食生活もうたわれているのに、ここでそれらにふれていないのは、贅沢とまではいかににしても、高床の家屋に住み、強飯と一汁三菜ていどの食事はとっていたことを意味しよう。

やや時代がくだるが、憶良の猷立を考えるうえで、冬季に石山院が経師らを給食した、つぎのような一覽文書(天平宝字六年十二月)は参考になるように思われる。⁽²⁵⁾

米百十七石三斗六升八合 八十八石五斗六升八合白 廿八石八斗黒

九十九石四斗 經師、題師、裝潢、駢使四千九百七十人料 人別二升

十一石四斗八升八合 校生七百十八人料 人別一升六合

六石四斗八升 膳部、雜使五十四人料 人別一升二合

塩二石三斗二合六夕

一石七斗六升五合 經師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別五夕

五斗三升七夕六合 校生、膳部、雜使、駢使二千六百九十八人 人別一夕

醬三石九斗六升八夕

三石五斗三升 經師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別一合

四斗三升八夕 校生六七八人料 人別六夕

末醬三石九斗六升八夕

三石五斗三升 經師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別一合

四斗三升八夕 校生六百七十八人料 人別六夕

酢一石九斗八合六夕

一石七斗六升五合 經師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別五夕

一斗四升三合六夕 校生七百十八人料 人別二夕

糟醬六石二斗二升八合 經師已下駢使已上料 人別一合

海藻六百五十四斤十二兩

滑海藻六百五十四斤十二兩 已上二種

五百三十一斤 経師、題師、裝潢、校生四千二百四十八人料 人別二両
 一百廿三斤十二両 膳部、雑使、駈使一千九百八十人料 人別一両
 布乃利五百三十一斤
 大凝菜五百三十一斤
 小凝菜五百三十一斤 已上三種 経師、題師、裝潢、校生四千二百四十八人料 人別二両
 芥子七斗六合 経師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別二夕
 糯米四石二斗四升八合 経師、題師、裝潢、校生四千二百四十八人料 人別一合
 大豆八石四斗九升六合
 小豆八石四斗九升六合 已上二種 経師、題師、裝潢、校生四千二百四十八人料 人別二合
 胡麻油一斗五升二合 経師、題師、裝潢三千五百三十人料 人別四夕
 漬菜九石五斗七升六合 経師已下雑使已上四千七百八十八人料 人別二夕
 「白」は精米したもの、「黒」は玄米をいう。玄米は搗けば一割減となるが、水につけてふやかし表皮をのぞいたものを煮ても食した。醬はいわゆる「たまり」、末醬・糟醬は醬と類似する調味料のようであるが、醬よりも廉価で固形に近く今日の味噌となるものであつたらしい。酢は米酢と敗酒を酢とした。酢一升の値段は米三升到相当した。滑海藻は褐藻類で海藻よりも廉価。大凝菜や小凝菜も海藻でトコロテンになるテングサの類である。芥子は一升で米三升、胡麻油は一升で米三升到相当しており、かなり高価な調味料である。それではこうした支給品からどのような献立が可能か。関根氏が具体的に献立の内容を想定されていて、興味ぶかい⁽²⁶⁾。
 経師の場合は、こうである。まず主食は白米の飯。副食は末醬を用いて羹(味噌汁)、酢を用いた酢の物、醬によ

る煮物、醬・末醬・酢をつかった和え物、海藻・滑海藻は汁の実に、あるいは酢の物や和え物の素材となり、布乃利・大凝菜・小凝菜はトコロテンを製して酢や末醬や芥子醬で食することができる。四勺ほどとはいえ胡麻油が支給されているから、これで海藻を炒めることもできた。糯米・大豆・小豆は嗜好品料で大豆餅・小豆餅や団子となつたようである。大豆でキナ粉も作つた。もちろん右に一覧するように、経師・題師（堪能な経師が兼担する場合もあった）・裝潢（表具師をいう）らと校生以下の職分にある者とは、支給された食品に格段の相違があり、支給されたものから推測できる駄使の献立といえ、せいぜい一飯一汁それに塩杯に盛つた塩くらいで、お世辞にもゆたかな食膳とはいえない。

経師は日に四張から八張の仕事（四十張で布一端）、銭払いの場合は一張につき五文、米支給で日別に二升二合あまりがあつても、脱字・誤写のたびに減給されるから、ときにはまったく収入にならない日もあつた。その彼らでも上述するような献立であつたなら、憶良の食卓ともなれば、当然これよりはゆたかな献立が考えられよう。味覚の面でも栄養成分の面でもすぐれる、魚介類や鳥獣の肉などがならんでいたのではないか。

○魚介類 鯉 鯛 鮫 鰯 鱸 鯖 鰯 鮪 鮓 鮓 鮓 (フグか) 鎮仁 (チヌか) 近志呂 (コノシロ) 鰻魚 (ボラ)

白魚 (シラウオ) 鮎 鮎 鱒 鱒 鮭 須介 (サケの一種) 氷魚 鱧 伊具比 (コイの一種) 鮑

白貝 (ウバガイカ) 栄螺 細螺 蛤 蜆 烏賊 蛞蝓 (タコ) 海鼠 蟹 海月 蛸 鱺

○鳥獸類 鶏 雉 鴨 鶉 猪 鹿 牛 馬 兎 鯨 入鹿 (イルカ)

憶良は「沈痾自哀文」の冒頭で、

竊かに以みれば、朝夕に山野に佃食する者すらに、猶し災害なくして世を渡ること得「常に弓箭を執り、六齋を避けず、値ふ所の禽獣の、大きなると小さきと、孕めると孕まぬとを論はず、並に皆殺し食ふ、こを以て業

とする者を謂ふ」。昼夜河海に釣魚てうぎよする者すらに、尚し慶福ありて俗を經ることを全くす「漁夫・潜女各勤むる所あり、男は竹竿を把りて、能く波浪なみの上に釣り、女は腰に塹籠のみこを帯びて潜かづきて深き潭ふちの底に採る者を謂ふ」。とつづつてゐるが、その「山野に佃食する者」や「河海に釣魚する者」らの手によつてとられた上掲のような山海の糧が、平城京に暮らす彼の消費生活を支えていたことは明らかであろう。たとえば天平宝字七年（七六三）の上村主馬養状に、つぎのようにある。⁽²⁷⁾

謹白

進上鳥等 「不用」

右件物、以月廿一日可用者、乞照此趣、不論昼夜、佐官高屋宅、仍具状、謹白

一進上鴨二翼 直一百三十文

右御料買求、進上如件

七年二月廿日 上馬養状

謹上 吉成尊侍者

この当時、彼は従八位下で東大寺写經所の校生であり、前年十二月には東大寺司の買物使として東西の市に出入りしている。⁽²⁸⁾ おそらく進上された鴨肉も市で購つたものである。玄米一斗が八十五文相当の時代に、鴨一翼六十文はけつして廉価であるとはいえないものの、従八位下の馬養が手にできぬほど高価であつたわけでもなさそうである。鴨肉の羹は、からだをあたたためた。

このようにみると、従五位下憶良の食膳が貧しかったとするのはあやまりであろう。ましてや彼には一汁三菜の食膳とは別に、浄酒（清酒）は常飲できずとも、「堅塩」を噛み「糟湯酒」を飲むていどのゆとりはあるらし

い。別稿でもふれたように、⁽²⁹⁾「糟湯酒」を、かつて契沖は「酒こそ寒気を防ぐ物なれど、誠の酒もなければ、酒の糟を湯に煮て打歎るなり。貧きことの有様なり」と解釈したが、これは貧者ゆえの酒の代用ではないとする説が、今の多勢となっている。酒かすは、『和名抄』に「糟 説文云糟〔子劣反和名加須〕酒滓也」とある。酒かすに熱湯をそそいで飲酒した。ただし米一升五文の時代（天平宝字二年）に酒かすも五文であって、けっして廉価であったわけではない。今日の進んだ醸造法で清酒粕の残留アルコール含量はおおよそ八%といわれているが、当時の濃度はこれよりも高かったとみてよく、もし「糟湯酒」が『和名抄』『唐韻云醇〔音淳日本紀私記云醇酒加太佐介〕厚酒』『醇酒』の項）の「加太佐介」（いわゆる「粥酒」）の類であれば、清酒ほどの味はいはなくとも、憶良は独酌の満足をじゅうぶんに味わっていたように思われる。

それゆえ「我を除きて 人はあらじと 誇ろふ」のである。つとに『鴻巣全釈』が「清貧に安んじてゐる隠士のやうな人」といい、近年では『新編全集』が「自分こそは気骨ある人士といえよう」と解釈している。ここには中国文学にみられる「貧士」の主張を見てとるのが一般的である。もつとも弁をつくさされているのは、辰巳正明氏であらう。⁽³⁰⁾辰巳氏は問答体の形式をとる「逐貧賦」（漢・揚雄）が「貧窮問答の歌」に類似することを指摘された小島憲之氏の論をうけて、語句の類似にとどまらず作品の内容までふみ込みながら、この一作は中国における「貧」に対する思考の伝統を示しているという点で重要で、そこからは「義を通して貧賤であるのは天命であり、君子は富貴に審にして貧賤に安んじる」のであって、「士にとって貧は道義的立場にあって善と見なされるものであった」と論じられている。

「詠貧士」（陶淵明）との表現の類似も指摘されてひさしい。⁽³²⁾「詠貧士」では、荒縄を帯にしめ琴をつまびいた榮啓期、たとえ檻褸をまもつていても恥じることのなかった原憲、無位無官で一生をとおした黔婁^{きんろう}、大雪の日にほどこ

しを求めようとしなかつた袁安、雜草が生い茂る苦屋に棲み世間との交際を絶つていた仲蔚、高官を辞して赤貧にあつた黃子廉など、固窮の節をまげなかつた過往の貧士に共感しながら、自らもまたそうありたいとうたつている。淵明といへば、「詩の篇々に酒あるを疑ふものあり、吾れその意を觀るに酒に在らず、亦酒に寄せて跡と為す」(蕭統「陶淵明集序」)と評されるように、さまざまな感慨をおぼえながらの独酌をうたつてやまない。

たとえば、こうである。

(1) 酒有り酒有り、閑かに東窓に飲む (停雲)

(2) 茲の一觴を揮ひ、陶然として自ら楽しむ (時運)

(3) 願はくは君、吾が言を取りて、酒を得なば苟も辞すること莫かれ (形影神)

(4) 試みに酌めば百情遠く、觴を重ねれば忽ち天を忘る (連雨独飲)

(5) 谷風転た凄薄なるも、春醪飢ると飢れとを解く、弱女は男に非ずと雖も、情を慰むること良に無きに勝る (和刘柴桑)

劉柴桑)

(6) 秫を舂きて美酒を作り、酒熟すれば吾れ自ら斟む (和郭主簿)

(7) 觴を銜みて幽人を念ひ、千載爾が訣を撫せり (同右)

(8) 物に感じて時に及ばんことを願ふも、毎に恨む揮ふ所靡きを (和胡西曹、示顧賊曹)

(9) 常に恐る大化の尽きて、氣力衰に及ばざらんことを、撥置して且く念ふ莫からん、一觴聊か揮ふ可し (還旧

居)

(10) 何を以てか我が情に称へん、濁酒且く自ら陶しまん、千載は知る所に非ず、聊か以て今朝を永うせん (己酉

歳九月九日)

(11) 盥濯して簷下に息ひ、斗酒もて襟顔を散ず (庚戌歳九月中、於西田穫早稻)

(12) 影を顧みて独り尽くし、忽焉として復た酔ふ (飲酒・序文)

(13) 忽ち一樽の酒と与に、日夕飲びて相持せん (飲酒・其一)

(14) 一觴独り進むと雖も、杯尽きて壺自ら傾く (飲酒・其七)

(15) 天運苟も此の如くんば、且く杯中の物を進めん (責子)

(16) 理や奈何す可き、且く為に一觴を陶しまん (雑詩・其八)

(17) 幼を携へて室に入れば、酒有りて罇に盈てり。壺觴を引きて以て自ら酌み、庭柯を眇て以て顔を怡ばしむ (帰去来之辞)

淵明の飲酒は、「酒は能く百慮を祛ふ」(九日閑居)とうたっているように、主に忘憂の具であったとするのが一般的で、ことに独酌酔中の所懐にはその色彩が濃い。別れて暮らす知友や高潔であったという古代の隠士を思慕しながら満ちてくる孤独をうたい(1)(2)(4)(5)(6)(7)、さらに自らに与えられた運命の行方を思いやうたう(3)(8)(9)(10)(15)。(3)では「形」と「影」とが人生に対する所感を述べるなかで、「形」が「影」(君)にうたいかけたもの。人生の短命を憂い酒に酔ってそれを忘れようとする「形」、飲酒に逃避せずに「立善」(徳業・功業・言論の不朽の事業)に精励すべきであると主張する「影」、そして後には「神」が二者の論争に割って入り、すべてを天運にゆだねよと結論づけるのである。「形」の独酌が陶淵明の自画像であることはいうまでもない。もちろん田園に帰っていった淵明ならではの、自足の独酌もある(11)(17)。日暮れまで西の田圃で耕作に汗し、家にもどって手足を洗い、廂の下であぐらを組み酒を飲む彼には、收穫の時にいたった満足感がある(11)。これは「我が新熟の酒を漉し、隻鷄もて近局を招く」(帰園田居・其五)と、おなじ心情であろう。

「貧窮問答の歌」で「我を除きて 人はあらしと 誇ろふ」とうたう憶良が、こうした陶淵明の独酌を思い浮かべなかつたとは、やはり考えられない。ただし淵明のように、「固窮の節に頼らずんば、百世当に誰か伝うべけん」（飲酒・其二）や「竟に固窮の節を抱き、飢寒は飽くまで更し所」（同・其十六）とうたうことはない。

少年罕人事 少年より人事罕にして

遊好在六経 遊好は六経に在り

行行向不惑 行き行きて不惑に向んとして

淹留遂無成 淹留して遂に成る無し

竟抱固窮節 竟に固窮の節を抱き

飢寒飽所更 飢寒は飽くまで更し所

弊廬交悲風 弊廬悲風交ひ

荒草没前庭 荒草前庭を没す

披褐守長夜 褐を披て長夜を守るに

晨鷄不肯鳴 晨鷄肯へて鳴かず

孟公不在茲 孟公 茲に在らず

終以翳吾情 終に以て吾が情を翳らす (飲酒・其十六)

「飲酒廿首」にあつてまつたく酒にふれていない一首であるが、もとより酔中の感慨であろう(其二・其四・其五・其六・其十・其十一・其十二・其十五・其十七なども、これにひとしい)。ここには「詠貧士」にも通底するわびしい暮らしぶりがうたわれ、また「怨詩楚調」の「風雨縦横に至りて、収斂塵にも盈たず。夏日には長に飢を抱き、

寒夜には被^ひなくして眠る。夕^{ゆふべ}に造れば鷄鳴を思ひ、晨^{あした}に及べば鳥の遷るを願ふを思わせる。「少年罕人事、遊好在六経」や「竟抱固窮節、飢寒飽所更」という淵明の主張がよつてたつところは、たとえば「君子道を謀りて食を謀らず。耕すや、餒^{うゑ}其の中に在り。学ぶや、禄其の中に在り。君子は道を憂へて貧しきを憂へず」(『論語』第15「衛靈公」)といった儒教思想。孟公は後漢の劉龔なる人物。隠士の張仲蔚は茅屋で貧しい暮らしをしていたが、この劉龔だけは、彼と親しい交わりをもつたという。淵明は自らを仲蔚になぞらえ、周囲に劉龔のような人物がいないと嘆く。もとより淵明として「先師遺訓有り、『道を憂へて貧を憂へざれ』と。瞻望するも邈かにして速^{おそ}び難く…」(癸卯歲、始春、懷古田舎・其二)と弱音をかくことはないが、「固窮の節」を守り高潔な「貧士」たらんことを標榜するのである。

ところが、憶良はついに「固窮の節」をうたうことはない。もちろん「貧窮問答の歌」で意図するところが、「貧士」への共感などではなかったといえ、それまでであるが、「我を除きて 人はあらし」と豪語してみても、憶良の皮膚感覚は、そうした頑強さをやがて空威張へと転じてしまう。「衾」は、先に安拜常麻呂の盗難届けで見た「被」におなじ。常麻呂の家には「帛被」があつたが、憶良がうたうのは「麻衾」(麻被)で、やや質が劣る。「被」(衾)は絶一疋なり布一端なりを袋状に縫い、それに真綿六屯ないし七屯ほどを入れて仕立てた。縫代をとればおおよそ七尺平方の広さの、いわゆる薄手の布団の類とみてよい。「布肩衣」は「半臂」に似た上着であるが、「半臂」が短いながらも袖があり装飾をほどこした外衣で、単衣・袷衣の別はあつても綿を入れた例がないのに反して、「布肩衣」は綿を入れた袖なしの防寒衣で、おなじように綿入りの上衣である「袍」や「襖子」に、さらにこれを重ね着したのであろう。「袍」や「襖子」も単衣・袷衣・綿入れの別があり、冬季には一領あたり一屯半から二屯を全体に入れる場合が多かつたが、もちろん下層になればなるほど、布地の質も綿の質も劣悪になり、冬場でさえ単衣しか持た

ぬ人びとも多かつたはずである。

それにしても、「麻衾 引き被り」「布肩衣 ありのことごと 着襲」うのでは、ものの順序からすれば、これではまるで逆ではないか。後段で「綿もなき 布肩衣」とうたわれているところからも、ここでは綿が入った「布肩衣」であろう。たとえ「ありのことごと 着襲」うと表現されていても、かさばる「布肩衣」ならば、幾枚も重ね着できるはずはない。ともかくも、まずは「布肩衣」のありつたけを重ね着し、それから「麻衾」をすっぽり頭からかぶるといふのでなければなるまい。にもかかわらず、憶良は「麻衾」を先にし、それにつづけて「布肩衣」をうたうのである。ここからは、すでに防寒のために「布肩衣」を着、それでも寒く、さらに「麻衾」をかぶって見たものの、いまなお寒さが身にしみて、しまいには家中の（櫃に納めていたものか）「布肩衣」をかき集めて着ぶくれしてしまった、老翁の異様な姿が彷彿としてくる。憶良は「着る」ことに執着するのである。くりかえしになるが、独酌する憶良の意識に、陶淵明のうたった「詠貧士」への共感がなかったわけではあるまい。そうした共感を喰いやぶる寒さ（皮膚感覚）が、七十三歳の老骨を苛むのである。

七

やがて憶良の皮膚感覚は、「父母は 飢ゑ寒ゆらむ 妻子どもは 乞ひて泣くらむ この時は いかにしつつか 汝が世は渡る」と「我よりも 貧しき人」への思いを呼び起こしてくる。

天地は 広しといへど 我がためは 狭くやなりぬる 日月は 明しといへど 我がためは 照りや給はぬ
人皆か 我のみや然る わくらばに 人とはあるを 人並に 我もなれるを 綿もなき 布肩衣の 海松のご

と わわけさがれる かかふのみ 肩にうち掛け 伏廬の 曲廬の内に 直土に 藁解き敷きて 父母は 枕
 の方に 妻子は 足の方に 囲み居て 憂へ吟ひ かまどには 火気吹き立てず 甑には 蜘蛛の巣かきて
 飯炊く ことも忘れて ぬえ鳥の のどよひ居るに：しもと取る 里長が声は 寝屋処まで 来立ち呼ばひぬ
 …

ここでは「寒さ」のみならず、前段にはうたわれなかった「飢ゑ」がうたわれている。さらに「我よりも 貧しき人」だけではなく、その家族にまで思いをおよぼしていくのは、憶良の常であろう。「父母は：妻子どもは：」はそのまま「惑へる情を反さしむる歌」（巻5八〇〇、八〇一）の「父母を 見れば尊し 妻子見れば めぐし愛し」と呼応する。憶良がうたおうとする人物は、倍俗先生、熊凝、さらに志賀白水郎の荒男など、家族の景のなかでうたわれている。前段では憶良らしき人物が独酌するのみで、家族の姿はうかがえないのに、後段では「我よりも 貧しき人」は家族をかかえて登場してくるのである。その家族が飢え凍え、そして物を乞うて泣いているのではないかと。「飢ゑ寒ゆらむ」「乞ひて泣くらむ」の「らむ」は、いうまでもなく推量の助動詞。その思いやる心情は評価すべきであつても、しよせん憶良自身は民生の「飢ゑ」から遠いところで息づいていたといふべきであろう。

「飢ゑ」は、ある意味で常々な現象でもあつたように思われる。困窮と「飢ゑ」に関わる『続紀』の記事は、これまでも「貧窮問答の歌」を論じるうえで部分的に引用されてきたが、憶良が官界に登場してくる文武元年（六九七）あたりから、彼が没したのであろう天平五年（七三三）までの三十年あまりを、総覧してみよう。⁽³³⁾

○播磨・備前・備中・周防・淡路・阿波・讃岐・伊予等の国飢ゑぬ。これに賑給す。また負せる税を収むること勿^なからしむ（文武元年閏十二月七日）

○越後国、疫を言す。医・薬を給ひて救はしむ（文武二年三月七日）

- 近江・紀伊の二国疫す。医・薬を給ひて療さしむ（文武二年四月三日）
- 諸国旱す。因て幣帛を諸社に奉る。使を京畿に遣して、雨を名山大川に祈はしむ。：馬を諸社に奉る。雨を祈ればなり（文武二年五月朔日、五日、六月廿八日）
- 大倭国疫す。医・薬を賜ひて救はしむ（文武四年十二月廿六日）
- 時雨降らぬを以て、四畿内をして雨を祈はしむ。当年の調を免す（大宝元年六月廿五日）
- 播磨・淡路・紀伊の三国言さく、「大風ふき潮漲りて、田園損傷す」とまうす。使を遣して、農桑を巡り監、百姓を存問せしむ（大宝元年八月十四日）
- 参河・遠江・相模・近江・信濃・越前・佐渡・但馬・伯耆・出雲・備前・安芸・周防・長門・紀伊・讚岐・伊予の十七国に蝗あり。大風ふき、百姓の廬舎を壊ち、秋稼を損ふ。：九月九日戊寅、使を諸国に遣して産業を巡り省しめ、百姓を賑恤せしむ（大宝元年八月廿一日・九月九日）
- 越後国に疫す。医・薬を遣はして療さしむ（大宝二年二月十三日）
- 因幡・伯耆・隠伎の三国に蝗ありて禾稼を損ふ（大宝二年三月五日）
- 上野国に疫す。薬を給ひて救はしむ（大宝二年六月七日）
- 駿河・下総の二国に大風ふき、百姓の廬舎を壊ち、禾稼を損ふ（大宝二年八月五日）
- 駿河・伊豆・下総・備中・阿波の五国、飢ゑぬ。使を遣して存恤せしむ（大宝二年九月十七日）
- 信濃・上野の二国、疫す。薬を給ひて療さしむ（大宝三年三月十七日）
- 相模国疫す。薬を給ひて救はしむ（大宝三年五月十六日）
- 災異頻りに見れ、年穀登らぬを以て、詔して京畿と大宰府の管内の諸国との調の半を減し、并せて天下の庸を

免したまふ（大宝三年七月五日）

○信濃国疫す。薬を給ひて療さしむ（慶雲元年三月廿九日）

○讃岐国飢ゑぬ。これを賑恤す。備中・備後・安芸・阿波の四国の苗損ふ。並に賑恤を加ふ（慶雲元年四月十九日・廿七日）

○武蔵国飢ゑぬ。これを賑恤す（慶雲元年五月十六日）

○伊勢・伊賀の二国に蝗あり。辛巳、周防国、大風ふき、樹を抜きて秋稼を損ふ（慶雲元年八月五日・廿八日）

○詔有りて、水旱時を失ひ、年穀稔らぬを以て、課役并せて当年の田租を免したまふ（慶雲元年十月五日）

○大宰府言さく、「去にし秋大風ふき、樹を抜きて年穀を傷ふ」とまうす（慶雲元年十二月廿日）

○是の年の夏、伊賀・伊豆の二国疫す。並に医・薬を給ひて療さしむ（慶雲元年）

○太政官奏すらく、「比日亢旱して田園焦卷す…」（慶雲二年六月廿八日）

○大倭国、大風ふき、百姓の廬舎を損ひ壊つ（慶雲二年七月廿九日）

○詔して、使を五道に遣して「山陽・西海道を除く」高年と、老疾・鰥寡惇独とを賑恤し、并せて当年の調の半を免さしめたまふ（慶雲二年十月廿六日）

○是の年、諸国廿、飢ゑ疫しぬ。並に医・薬を加へて賑恤せしむ（慶雲二年）

○京畿と、紀伊・因幡・参河・駿河等との国、並に疫す。医・薬を給ひて療さしむ…乙丑、勅して、神祇に禱り祈はしめたまふ。天下の疫病に由りてなり（慶雲三年閏正月五日・廿日）

○河内・摂津・出雲・安芸・紀伊・讃岐・伊予の七国飢ゑぬ。並に賑恤す（慶雲三年二月十六日）

○河内・出雲・備前・安芸・淡路・讃岐・伊予等の国飢ゑ疫しぬ。使を遣して賑恤せしむ（慶雲三年四月廿九日）

- 諸国飢ゑぬ。使を六道に遣して「西海道を除く」並に賑恤せしむ。大宰府言さく、「所部の九国・三嶋、亢旱し大風ふき、樹を抜きて稼を損ふ」とまうす（慶雲三年七月廿八日）
- 是の年、天下の諸国に疫疾ありて、百姓多く死ぬ。始めて土牛を作りて大きに儼す（慶雲三年）
- 天下疫し飢ゑぬ。詔して賑恤を加へしむ。但し丹波・出雲・石見の三国尤も甚し。：畿内霖雨ふりて苗を損ふ。使を遣して賑貸せしむ（慶雲四年四月廿九日・五月廿一日）
- 志摩国を賑恤す。：伊予国疫す。薬を給ひて療さしむ（慶雲四年十一月二日・十二月四日）
- 讃岐国疫す。薬を給ひて療さしむ。：山背・備前の二国疫す。薬を給ひて療さしむ（和銅元年二月十一日・三月二日）
- 但馬・伯耆の二国疫す。薬を給ひて療さしむ。甲辰、隠岐国に霖雨ふり大風ふく。使を遣して賑恤せしむ（和銅元年七月七日・十四日）
- 隠岐国飢ゑぬ。これを賑恤す（和銅二年三月五日）
- 河内・摂津・山背・伊豆・甲斐の五国に連雨きて苗を損ふ（和銅二年五月廿日）
- 上総・越中の二国疫す。薬を給ひて療さしむ（和銅二年六月十日）
- 信濃国疫す。薬を給ひて救はしむ（和銅三年二月十一日）
- 参河・遠江・美濃の三国飢ゑぬ。並に賑恤を加ふ（和銅三年四月廿九日）
- 大倭・佐渡の二国飢ゑぬ。並に賑恤を加ふ（和銅四年四月五日）
- 尾張国疫す。医・薬を給ひて療さしむ（和銅四年五月七日）
- 駿河国疫す。薬を給ひて療さしむ（和銅五年五月四日）

- 志摩国疫す。薬を給ひて救はしむ（和銅六年二月廿三日）
- 大和国疫す。薬を給ひて救はしむ。夏四月乙卯、讃岐国飢ゑぬ。これを賑恤す（和銅六年四月三日・四月廿三日）
- 伊賀・伊勢・尾張・参河・出羽等の国言さく、「大風ふきて、秋の稼を傷ふ」とまうす。調・庸並に免す。但し已に輸せる者には、税を以て給ふ（和銅六年十一月一日）
- 美濃・武蔵・下野・伯耆・播磨・伊予の六国に、大風ふきて屋を発つ。仍て当年の租・調を免す（和銅七年十月一日）
- 丹波・丹後の二国飢ゑぬ。賑貸す。：摂津・紀伊・武蔵・越前・志摩の五国飢ゑぬ。これに賑貸す。遠江国地震ふる。山崩れて鹿玉河を壅ぐ。水、これが為に流れず。数十日を経て潰え、敷智・長下・石田の三郡の民家百七十余区を没み、并せて苗を損ふ。：丙午、参河国に地震ふる。正倉四十七を壊つ。また百姓の廬舎、往々く陥り沈む（靈龜元年五月一日・廿五日・廿六日）
- 六道の諸国、早に遭ひて飢荒す。義倉を開きてこれを賑恤す（養老三年九月廿二日）
- 詔して曰はく：去りぬる庚申の年には咎の徴屢見れて、水旱並に臻り、平民流没して、秋稼登らず。：今亦た、去年の災異の余、延びて今歳に及び、：亦た猶、風雲の気色、常より違ふこと有り。（養老五年二月十七日）
- 勅して曰はく、「朕、四海に君として臨み、百姓を撫育し、家の貯へ積み、人の安く樂しからむことを思欲ひき。何ぞ期らむ。頃者、旱澇調らず、農桑、損はるること有り、遂に衣食乏短にして飢寒有るを致さしむとは。：左右兩京と畿内の五国とは、並に今歳の調を免し、自余の七道の諸国も亦た当年の役を停む」とのたまふ。（養老五年二月七日）

○太政官奏して曰はく、「このころ、辺郡の人民、暴かに寇賊を被り、遂に東西に適きて、流離分散す。若し矜恤を加へずは、恐るらくは後患を貽さむ（養老六年閏四月廿五日）」

○詔して曰はく、「おほみたらなりはひ、甘雨降らず、黎元業を失へり。朕が薄徳、此を致せるか。百姓何の罪ありてか、せうみ焦萎すること甚しき（養老六年七月七日）」

○詔して曰はく、「きくな、如聞らく『今年雨ふること少にして、禾稻熟せず』ときく。その京師と天下の諸国との当年の田租は並に免すべし」とのたまふ（養老六年八月十四日）」

○大宰府言さく「日向・大隅・薩摩の三国の士卒、隼賊を征討して頻に軍役に遭ひ、兼ねて年穀登らずして、交飢寒に迫れり。謹みて故事を案ふるに、兵役以降、時に飢疫すること有り。望まくは天恩を降して、復三年を給はむことを」とまうす。これを許す（養老七年四月八日）」

○尾張国の民、搦て二千二百四十二戸、稼傷ひて飢饉多ぬ。遠江国五郡、水に害せられぬ。並に三年を限りて、賑貸を加へしむ（神龜三年十二月廿四日）」

○安房国言さく、「大風ふきて、木を抜き屋を発ち、秋稼を損ひ破る」とまうす。上総国言さく、「山崩れて圧され死ぬる百姓は七十人」とまうす。並に賑恤を加ふ（神龜四年十月二日）」

○左右京の百姓の、おほみづ、澗に遭ひて損はるる七百余烟に、布・穀・塩を賜ふこと各差有り（神龜五年五月十六日）」

○勅したまはく、「比者、かうやうや、亢陽稍く盛なり。思ひ量るに、年穀登らざらむ。使者を四畿内に遣して百姓の産業を検しむべし」とのたまふ（天平二年閏六月廿七日）」

○芳野監、讃岐・淡路等の国、去年登らず、百姓飢饉多ぬ。勅して、これを賑貸したまふ。二月乙亥、紀伊国、早して損ふ。これに賑給す。：甲申、大倭・河内、五穀登らず、百姓飢饉多ぬ。並に賑給を加ふ（天平五年正

月廿七日・二月七日・二月十六日)

○遠江・淡路飢ゑぬ。これを賑恤す(天平五年三月十六日)

○勅したまはく、「和泉監、紀伊・淡路・阿波の国、早に遭ふこと殊に甚しく、五穀登らず。今年の間大税を借貸おほちから

して、百姓の産業を続つがしむべし」とのたまふ。戊子、諸王の飢乏ゑたる者二百十三人、殿の前に召し入れて、

各おのおの米・塩を賜ふ(天平五年閏三月二日・三月廿一日)

○是の年、左右京と諸国と、飢ゑ疫する者衆おほし、並に賑貸を加ふ(天平五年十二月廿八日)

以上みてきたところから、具体的な国名があがっているものを四畿七道によって整理してみると、つぎのようになる。⁽³⁴⁾

□四畿内 山背 6 摂津 7 大倭 11 河内 9

□東山道 陸奥 0 出羽 1 下野 1 上野 2 武蔵 3 甲斐 1 信濃 4 飛騨 0 美濃 2 近江 2

□北陸道 佐渡 2 越後 2 越中 1 越前 2 若狭 0

□東海道 常陸 0 下総 2 上総 2 安房 1 相模 2 伊豆 3 駿河 4 遠江 5 参河 5 尾張 3 志摩 3

伊勢 2 伊賀 3

□山陰道 丹後 1 丹波 2 但馬 2 因幡 2 伯耆 4 出雲 4 石見 1 隠岐 3

□山陽道 播磨 3 美作 0 備前 4 備中 3 備後 1 安芸 4 周防 3 長門 1

□南海道 紀伊 8 淡路 6 讃岐 8 阿波 4 土佐 0 伊予 6

□西海道 筑前 0 筑後 0 豊前 0 豊後 0 肥前 0 肥後 0 日向 1 大隅 1 薩摩 1 壱岐 0 対馬 0

天災(大風・旱魃・蝗・地震など)や疫病、それに人災(蝦夷や隼人らの騒乱・地方官僚による不正など)によつ

て、百姓が疲弊する。救済への申請は、国守・郡司ら、場合によっては按察使によっておこなわれるから、地方からの報告が奏上されずに、『統紀』の記載にもれた場合もある。したがって右にあげた頻度が、そのまま全国の実態であったとはいえないが、飢饉は南海道の淡路・讃岐・阿波・伊予の諸国に集中して見られる。年間雨量が少ない瀬戸内であり、おなじ瀬戸内でも山陽道と異なり河川にとぼしく、いまだじゅうぶんな灌漑施設もなかったからであろう。旱天がつづけば田畑は枯れた。大宰府の管轄する西海道は、台風のために不作となった慶雲元年や慶雲三年をのぞいて、比較的平穏な耕作が続けられていたらしい。夏の水旱に稲が実らなければ、夏ばも深刻であるが、越冬時にさらに苛酷な状況をもたらすことになる。

大宝三年、慶雲元年、慶雲二年、慶雲三年、養老三年、養老四年、養老六年、天平五年は全国的な不作である。というよりも、右に総覧してみたように、むしろ中央政府が満足できるほどの豊穰の年のほうがすくない。飢饉や疫病が間断なくつづいている。強いていえば、文武二年（六九八）七月から文武四年十二月までの二年半ほど、霊龜元年（七一五）五月から養老三年九月の四年間、百姓困窮の記録がない。文武元年閏十二月に播磨国以下の南海道や山陽道が飢えた記事を見るのは、その年の天候が不順で秋に農作物の稔りなく、冬十二月ともなりいよいよ深刻な状況になったのであろう。文武二年には三月七日に越後で疫病が流行、四月には近江・紀伊の二国でも疫病が流行。諸国は旱天がつづき、名山・大川それに諸社に祈雨のための幣帛や神馬を奉獻している。この年の七月七日には奴婢の逃亡が問題化し、笞打ちの刑罰を制度化してもいるから、下級民は困窮していた。霊龜元年九月に元正天皇が即位して改元。養老元年（七一七）四月十七日に畿内で祈雨の神事をおこなっているほかには、飢荒の記事は見られない。とはいえ、かの行基指弾の詔勅、

小僧行基、并せて弟子等、街衢がいくに零畳りやうでふして、妄に罪福を説き、朋党を合せ構へて、指臂しひを焚き剥ぎ、門を歴て

仮説して、強ひて余の物を乞ひ、詐りて聖道と称して、百姓を妖惑す。道俗擾乱して、四民業を棄つ。進みては釈教に違ひ、退きては法令を犯す…。

が、おなじ養老元年の四月二十三日に出ている。つまり具体的な飢えや疫病は録されていないものの、百姓の疲弊ぶりはもはや日常化していたのである。徒党を組んだ行基はそうした人民の側にあつたといつても過言ではあるまい。

もちろん施政側も怠慢であつたわけではない。貧苦をふせぐために、賑恤や賑貸の実施、租・庸の減免、人民に糸・綿・布の貯蓄の奨励（和銅七年二月三日の詔）などをおこない、巡察使による国守や郡司らの勤務評定もおこなっている（靈龜元年五月一日の詔）。国守らへの評価は、「産業を勸催し資産豊に足る者を上等とし、催勸を加ふと雖も衣食短乏しき者を中等とし、田疇荒廢し百姓飢寒して困りて死亡を致す者を下等とすべし」の三段階とし、十名以上の餓死者を出した場合には「見任を解け」ときびしく定めている。これは地方官の悪政が目についたからであろう。たとえば和銅五年五月十三日の詔には、こうである。

詔して曰はく、「諸国の大税、三年賑貸するは、本より百姓の窮乏を恤み濟はむが為なり。今、国郡司と里長等と、この恩借に縁りて、妄に方便を生ず。政を害し民を蠹すること、斯より甚しきは莫し。如し身を潤さむことを顧みて、枉げて利を収めば、重を以て論せよ。罪、不赦に在らむ」とのたまふ。

前年の和銅四年十一月に、大税（正税）の出挙を三年間は無利息で貸与することにしていたのであるが、国・郡司や里長らがこれをたくみに悪用。人民に無利息で貸し付けるはずの業務に就きながら、利息をとったり、みずからは無利息で借り、それを私出挙として有利利息の又貸しをして私腹をこやしていたらしい。中央政府がうちだした救貧プランが、かえって人びとを困窮に追いつめるという、まことに皮肉な現象を生じてしまったのである。「蠹」

とは国という樹木に巣くう寄生虫（『韓非子』五蠹篇）。国守や郡司・里長で不当に利潤を得ようとした者は重罪、いつさいの赦免の対象とはしないと述べている。この年秋七月には、伊賀国から玄狐を献上する。陰陽書には「子の年は穀実宜からず」とあるにもかかわらず豊作となり、九月には祥瑞による天下大赦がおこなわれている。もちろん「蠹」として断罪された者らは、もとよりその対象外となったのであろう。

周知のように、憶良は二度の国守就任の履歴がある。霊亀二年（七二六）四月に、伯耆国守に任命されている。養老五年（七二二）正月からは東宮に侍講しており、任期は長くとも前年の養老四年いっぱいであったはずである。筑前国守として任国に西下したのは神龜三年（七二六）か。任を終えて帰京した年もよくわからず、天平三年（七三一）秋頃かといわれている。こうした彼の国守時代と右に掲げた記事をかさねてみると、伯耆国守時代の養老三年には諸国は旱災で「飢荒」し、義倉を開いて窮民への賑恤をおこなっている。『統紀』の養老四年にこれに該当する記事を見ないが、翌年の養老五年二月十七日の詔勅に、「去りぬる庚申の年には…水旱並に臻り、平民流没して、秋稼登らず」とあり、養老三年に続いてどうやら翌年も、ふたたび災害に苦しんだらしい。国守であった憶良は、救民のための文書の決済に追われていたであろうし、もしこの年にその任を解かれたのであれば、任国の秋稼不登の深刻な問題解決を後任の国守に托して、伯耆を離れたことになる。筑前守時代（神龜三年から天平三年の間）には、尾張で飢饉、遠江で水害、安房で大風、上総で山崩れ、左右京で水害、四畿内（大倭・河内・山背・摂津）で「亢陽」といった記録はあるものの、『統紀』にしたがうかぎり、九州一円では中央政府が特記するほどの災害は起きなかったようである。後段にうたわれる「貧しき人」とその家族の窮状は、国守時代の国内巡察の体験に基づいて創りあげられたとされているが（たとえば『釈注』、貧しさと「飢ゑ」は、右に総覧するように、四畿六道のどこにでもある、いわばありふれた日常であった）。

ところで「貧窮問答の歌」では、職名をつけない「山上憶良頓首謹上す」とのみ記されていることから、国守を辞した天平四年頃の作とし、在京時に「謹上」したとするのが一般的である。「謹上」した相手も諸説あり、つとに『万葉考』が「百姓のまづしきありて、貢など出し得ねば、御政のさまを得ぬといふ意にて、風諫して旅人卿などへ奉りしなるべし」と大伴旅人であるとしている。『金子評釈』は熊凝の歌とともに一括して都にいる旅人に送ったが、すでに三月に旅人が薨じているところから、ついに旅人の目にはふれることがなかったであろうとし、『釈注』は旅人が帰京した頃から構想があり、「帰ってから作品に織り成して旅人に献じ、再会のよろこびを語り尽くそうと夢みたこともあったのではないか」、それが旅人の死によってかわり、丹比広成にこの歌を献上したという。これは帰京した旅人を当初の献上の主と想定する立場である。他方『井村全注』は、旅人がいなくなった筑紫での数少ない文人である麻田陽春に、熊凝の歌ともに一括して呈上したのではないかと解している。

他にも名のあがっている人物は多い。「憶良が個人的に親しい要路の者として」（『私注』）藤原房前、天平元年二月現在で大宰大貳の職にあった丹比県守⁽³⁵⁾、聖武天皇⁽³⁶⁾、のちに「沈痾りし時の歌」（巻6九七八）を贈った藤原八束⁽³⁷⁾などである。ことに注目されるのは丹比県守であろうか。県守は天平三年（七三一）には民部卿で、八月には参議、十一月には山陽道鎮撫使となり、さらに年を越えて正月には中納言、八月には山陰道節度使となっている。中西氏は「この一篇は民情を視察して帰京する県守に対して、憶良なりの『民苦』の言上をしようとするものであった」と述べている。もちろんそうした意図が憶良になかったとはいえないが、あまり強調してはなるまい。大久保廣行氏は、歌作は筑前国守を解任され帰京した天平四年の冬から翌春にかけてとされ、「国司在任中の身であれば、民の側に立って貧苦を描き里長を忌避することは、一種の自己批判であり、そのまま体制批判になりかねないから、やはり許されることではあるまい。官を退いて拘束のない自由の身になって、初めてこのような表出が可能になっ

た」「国司という地位を離れることによって心は民と同列のものとなし」たと述べられている。⁽³⁹⁾

しかしながら、国守在任中であれ任を解かれてからであれ、それは五十歩百歩にすぎないように思われる。官職を離れたとはいえ、「糟湯酒」や「布肩衣」「麻衾」といった生活を保障しているのは、前述したように八町の位田からの収入と緇四疋・綿四屯・布二十九端・庸布百八十常の官給、つまりは「従五位」という体制サイドにいるがゆえの年収であり、それらが「しもと取る 里長」らが業務を遂行したゆえの官給であることに、憶良が思いつかなかったはずはないからである。ましてやかの長大な「沈痾自哀文」をなすほどの憶良であつてみれば、困苦救済を訴える一文を草する力がなかったとはいえない。それを歌でうたうのは、呈上した相手が誰であつたかはともかくも、政治的な解決をもとめたわけではないことを意味している。六道諸国の飢荒はいわば常凡なことからできない。それを憶良がうたうのは、井村氏が説かれるように「ヤマト言葉とその文脈によるヤマト歌の述作」⁽⁴⁰⁾が自己表出の手段として漢詩文とならび立ち得ることを証しようとしたからに他ならない。さらに憶良の営為を積極的に評価するなら、古橋信孝氏が論じられるように、⁽⁴¹⁾漢詩文という「世界の共通語」(古橋論)に対する日本という極東のことは、「生活の言葉の表現として位置づけようとした」(同上)ともいえよう。辰巳氏のことばをかりていえば、憶良のとらえる困窮した人民のありさまは「東アジアの思想の交錯する時代状況の中から」⁽⁴²⁾確得されたのである、すでに見てきた「詠貧士」(陶淵明)をはじめ、たとえば「北門」「碩鼠」(『詩経』)などから、憶良がうたった天平期をはるかにくだる「秦中吟」(白楽天)あるいは「秋雨歎三首」(杜甫)へ、脈々とうたい継がれていく中国の貧窮の文学、いわば東アジアの「貧窮の文学」へ参加しようとする意思をもって、この歌をうたったのである。

八

憶良が人民の窮乏を、凍てついた「直土」からうたい起こしているのも、忘れてはなるまい。もちろん「土」(地)
「直土」そのものは、他に例がないわけではない。

：天^{あめ}へ行かば 汝^ながまにまに 地ならば 大君います： (山上憶良・卷5八〇〇)

言問はぬ木にもありとも我が背子が手馴^{たな}れのみ琴地に置かめやも (大伴旅人・卷5八一二)

奥山の真木の葉しのぎ降る雪のふりはますとも地に落ちめやも (橘奈良麻呂・卷6一〇一〇)

やどにある桜の花は今もかも松風速み地に散るらむ (厚見王・卷8一四五八)

我がやどの花橘をほととぎす来鳴かず地に散らしてむとか (大伴家持・卷8一四八六)

：百枝さし 生ふる橘：あえぬがに 花咲きにけり：うれたきや 醜^{しと}ほととぎす：いたづらに 地に散らせば

： (大伴家持・卷8一五〇七)

妹が見て後も鳴かなむほととぎす花橘を地に散らしつ (大伴家持・卷8一五〇九)

今のごと心を常に思へらばまづ咲く花の地に落ちめやも (県犬養娘子・卷8一六五三)

去年咲きし久^{ひさ}木今咲くいたづらに地にか落ちむ見る人なしに (作者未詳・卷10一八六三)

ほととぎす来^き居^ゐも鳴かぬか我がやどの花橘の地に落ちむ見む (作者未詳・卷10一九五四)

六月^{みなづき}の地さへ裂けて照る日にも我が袖乾^ひめや君に逢はずして (作者未詳・卷10一九九五)

たもとほり行^{ゆき}箕^みの里に妹を置きて心空なり土は踏めども (作者未詳・卷11二五四一)

かくばかり恋ひつつあらずは朝に日^けに妹が踏むらむ土にあらましを (作者未詳・卷11二六九三)

立ちて居てたどきも知らず我が心天つ空なり地は踏めども (作者未詳・卷12二八八七)

うたがたも言ひつつもあるか我ならば地には落ちじ空に消なまし (作者未詳・卷12二八九六)

我妹子が夜戸出の姿見てしより心は空なり地は踏めども (作者未詳・卷12二九五〇)

うちひさつ 三宅の原ゆ ひた土に 足踏み貫き 夏草を 腰になづみ いかなるや 人の児故そ 通はずも

我子： (作者未詳・卷13三二九五)

あをによし奈良人見むと我が背子が標めけむ黄葉地に落ちめやも (大伴家持・卷19四二二三)

そらみつ 大和の国は 水の上は 地行くごとく 船の上は 床に居ること 大神の 齋へる国ぞ： (孝謙

天皇・卷19四二六四)

我が門の片山椿まこと汝我が手触れなな地に落ちもかも (防人物部広足・卷20四四一八)

松が枝の地に付くまで降る雪を見ずてや妹が隠り居るらむ (石川内命婦・卷20四四三九)

以上が『集』にある、例のすべてである。憶良が「天へ行かば：地ならば」(卷5八〇〇)とうたった「天地」は六十例ほどを数えることができるが、これは当面の問題ではあるまい。「心は空なり地は踏めども」(天つ空なり地は踏めども)といった慣用の表現や鳥(ほととぎす)が花を散らす雅びな花鳥詠が大方である。「直土」の用語は、宮廷古歌集とされる卷十三の三二九五に見られるのみで、これには憶良が別に「世間の住み難きことを哀しぶる歌」(卷5八〇四)で用いる「蜷の腸 か黒き髪」がうたわれている。「蜷の腸 か黒き髪：」は、一説に憶良作ではないかとされている竹取翁の歌(卷16三七九一)、柿本人麻呂歌集歌(卷7一二七七)それに後代の遣新羅使歌(卷15三六四九)にある。「蜷の腸 か黒き髪」は、意外に卷十三の前身である宮廷古歌集から学んだ表現かもしれず、おなじように歌語としての「直土」も、三二九五あたりが源泉となっているのかもしれない。いうまでもなく、「土」

(地)はどこにでもあった。たとえば「家ならば妹が手まかむ草枕旅に臥せるこの旅人あはれ」(巻3四一五)といった行路死の場合、倒れているのは「直土」であろう。『続紀』(和銅五年正月十六日)でも「諸国の役民、郷に還らむ日、食糧絶へ乏しくして、多く道路に饑えて、溝壑に転び填ること、その類少なからず」と、平城京の造営にともなう役民たちが、本郷へたどり着くことができずに、飢えて行路死し、その屍が溝にうち捨てられているのを憂慮した記事を見ることが出来る。

それにしても、憶良のうたう「土」は、右に掲げた歌うたの中にあつて、かなり異質ではないか。「我よりも貧しき人」は「天地は 広しといへど 我がためは 狭くやなりぬる 日月は 明しといへど 我がためは 照りや給はぬ」と哀訴する。これには『井村全注』が『礼記』(孔子間居)から、「天は私覆無く、地は私載無く、日月は私照無し」を引いているのがよい。帝王君子の徳はいかにあるべきかと問うた子夏に、孔子が答えたくだりで、天地・日月のように私心がないこと、すなわち「三無私」こそ、その規範となるところであろうと説いた。『後漢書』(光武帝紀)にみえる「天地の心」にひとしい。そうした天地の間に生まれたのが「貧しき人」であつた。ましてや「わくらばに 人とはあるを 人並みに 我もなれるを」と嗟嘆はつづく。「比等奈美尔 安礼母作乎」の「作乎」には『代匠記』以来ツクルヲの訓があり、「人並みに耕作しているのに」の意とする解釈がある。⁽⁴³⁾ 諸注釈をほぼ二分するといつてよいが、ツクルヲと訓んだ場合には、その目的語がうたわれておらず、やや不安定。『井村全注』はナレルヲの訓を支持し、『涅槃経』(高貴徳王菩薩品)の「世に六処の値遇すべき難き有り：五には人身は得難く、六には諸根は具し難し」とあるものを、そのまま翻案して「わくらばに 人とはあるを 人並みに 我もなれるを」の二句としたのではないかと解釈している。これといった私案をもたないが、「わくらばに 人とはあるを」は、『孝経』(第九「聖治章」)にも天地で性命を受けたなかで、人こそ最も貴い(天地之性人為貴)というくだりがある

る。いずれにしても、仏教の説く六道輪廻の思想に深くとらわれていた憶良は、天地の間にあつて人間であることの尊厳を主張しようとするのであろう。天地は狭く日月は照らず、「大君います　この照らす　日月の下は　天雲の向臥す極み　たにくくの　さ渡る極み　聞こし食す　国のまほら」(巻5八〇〇)であるのに、「貧しき人」にゆるされた大地は、藁を解いて臥せるだけの、凍てついたわずかな「直土」しかなかったのである。

かくして呻吟する家族のもとへ、やがて「しもと取る　里長」がやって来る。「寝屋処まで　来立ち呼ばひぬ」の表現は、「窮乏を極限までせり上げていく描写のすさまじさ」(『釈注』)がある。「寝屋処」とはいつても、とりたてて寝所といえるほどの寝所があつたとは思われず、家族がものを喰ひ寝起きを共にしている一間きりの「ひしゃげ曲がつた小屋」(『井村全注』)。そこへ里長は押し入り、立つたままでわめき続け、「貧しき人」とその家族は「困み居て　憂へ吟ひ」、兢兢とした虚ろな眼ざしを向けるのであろうか。「里長」は『戸令』に「凡そ戸は、五十戸を以て里と為よ。里毎に長一人置き。掌らむこと、戸口を檢校し、農桑を課せ殖えしむること、非違を禁め察む、賦役を催し駈はむこと」とある。京城の左右職のもとにあつた坊長とともに、「清正」「強幹者」をもつて任用された。「貧窮問答の歌」が冬季であるところからみると、賦役の督促におとずれたらしい。あるいは期限のきれた私出挙の利息の督促かもしれない。

この里長に、憶良が「しもと」を握らせて登場させているのに注目したい。『和名抄』に「答「之毛度」」とある。⁽⁴⁵⁾
 ・勤務を怠つたり点呼に応じない―凡そ官に在りて、直すべくして直せず、宿すべくして宿せずは、各答廿。昼夜通へらば、答三十。若し点に到らずは、一点に答十。

・無断欠勤―凡そ官人、故無くして上せず、及び番に当りて到らず、若しくは仮に因りて違へらば、一日に答廿
 …。

- ・任地との往還での程限に違反する―凡そ官に之かむに、限満ちて赴かずは、一日に答十…。
- ・従駕の際の遅刻―凡そ駕に従はむに稽り違ひ、及び従ひて先に還れらば、答三十…。
- ・祭祀の手順や準備に落ち度がある―凡そ大祀に預め期を申さず、及び所司に頒ち告げずは、答五十…。
- ・齋戒の禁忌を犯す―凡そ大祀の散齋に在らむ、而るを喪を弔ひ、疾を問ひ、刑殺の文書に判署し、及び決罰し、宍を食らばば、答五十…。
- ・祭祀などの行事に失錯などがある―凡そ祭祀及び朝会・侍衛、行事失錯し、及び儀式に違失せらば、答四十。集むべくして主司告げず、及び告げて至らずは、各答五十。
- ・宮廷百官に供する膳を正しく造らない―凡そ外膳、食禁を犯せらば、膳部は、答五十。穢悪の物、食飲の中に在り、及び簡扱不浄ならば、答三十…。
- ・詔書や官文書の提出が遅れる―凡そ詔書を稽緩せらば、一日に答廿…其れ官文書を稽程せらば、一日に答十…。
- ・詔の作成時に錯誤を犯す―凡そ詔を受けて忘誤し、及び詔書を写して誤てらむ、事若し失せずは、答三十。已に失せらば、答五十…。
- ・詔書や官文書に誤りがあるとき、勝手に改定したり、そのまま施行したりする―凡そ詔書に誤有らむ、即ち奏聞せずして、輒く改定せらば、答五十。官文書誤てらむ、官司に請はずして、改定せらば、答三十。誤を知りて、奏請せずして行へらば、亦之の如く。
- ・天皇への上書・奏事、官文書に誤りがある―凡そ上書、若しくは奏事にして、誤てらば、答五十。…太政官に上して誤てらば、答廿…。

- ・上部・下部への奏聞、言上、下符の誤り―…言上すべくして言上せず、言上すべからずして言上し、及び管ぶる所に由らずして越えて言上し、行下すべくして行下せず、行下すべからずして行下せらば、答五十。
- ・自己の職掌を越えた越権行為―司を越えて職を侵せらば、答五十。
- ・駅使が規定の行程より遅れる―凡そ駅使、稽程せらば、答三十…。
- ・駅使が駅路を外れたり、駅馬を乗り換えない―凡そ駅馬に乗りて、輒く道を枉げたらば、五里に答五十。…駅を経て馬を換へずは、答四十。
- ・駅馬で私物を運ぶ―凡そ駅馬に乗りて、私物を費てらば、十斤に答廿。十斤に一等加へよ…。
- ・公事出張する、文書を下すとき、所定の期限よりも遅れる―凡そ公事行くべからむ、而るを稽留し、及び事期会有らむ、而るを違へらば、一日に答三十。五日に一等加へよ…。
- ・官物・囚人・畜産の類などを輸送する綱・典に任じられながら、自ら部送しない―凡そ使を奉りて部送する所有らむ、而るを人を雇ひ人に寄せらば、杖八十。…即し綱・典、自ら相ひ放して代れらば、答五十…。
- ・贈収賄をともなわず主司に法を曲げることを求める―凡そ請求する所有らば、答五十。主司許せらば、与同罪…。
- ・公事によらず官物を受け取る―凡そ監臨の官、監臨する所の財物を受けたらば、一尺に答廿。一端に一等加へよ。十端に徒一年。十端に一等加へよ。七十端に近流…。
- ・公の財物を借り、売買して利益をあげる―…強市せらば、答五十…。
- ・家宅侵入―凡そ夜故無くして、人家に入れらば、答三十…。
- ・集団による強盗および窃盗―凡そ共に強盗を謀りて、臨時に行かざらむ、而るを行ける者、窃盜せらむ、共に

謀れる者、分受けたらば、造意をば、窃盜の首しゅと為よ。余をば、並に窃盜ずの従と為よ。若し分受けずは、造意をば、窃盜の従と為よ。余をば、並に答五十…。

右に一覧したのは、「賊盜律」から引用する末部の二項目をのぞき、冒頭からすべてが官僚たちの服務規律違反と罰則を規定する「職制律」から摘記したものである。「絞斬」(死罪)・「流罪」(配流と服役)・「徒」(懲役)・「杖」(杖で臀部を打つ)にくらべれば、「笞」はもつとも軽い刑ではあるが、「職制律」によれば、二官八省の官僚のすべてを対象する罰則に、あきれるほどに笞の音がついてまわる。もちろん訊問の際にも用いられ、臀部のみならず背中也打った。「杖」は長さ三尺五寸(大宝令では三尺六寸か)・径四分。「笞」の大きさもほぼこれにひとしいが、太さに差があり径が一分ほど細いものを「笞」としたらしい。銅を納めて実刑を免れることはできたが(贖銅)、「杖」「笞」ともに十につき一斤(おおよそ六百グラム強)と、上層の官僚ならばともかくも、下層官僚たちにとってけっして安い値ではなかったはずである。想像の域をでるわけではないが、大宝元年(七〇一)遺唐少録となるまでほとんど経歴がわからない憶良も、少壮の頃に一度や二度は杖や笞の痛みを、その身で思い知らされることがあったのではないか。

いま里長が手にしている「しもと」とは、こうしたものであった。いうまでもなく「貧しき人」は支配層の人ではなく、上掲する「職制律」の諸項目に該当するわけではない。ただ「笞」罪の場合は、郡司のレベルで判決をくだし刑を執行することがゆるされている(獄令)。権力の末端にいる里長にとって「しもと」とは、まさに権力のシンボルであり、逆に憶良のうたう「貧しき人」たちには、もつとも身近で避けがたい刑具であったといつてよい。『井村全注』は「来立ち呼ばひぬ」と完了ヌを用いたのは、「里長の横暴というものを、今に始まったものではなく、何時だってそうなのだ」と、一般的事実として確認する言い方であると解釈している。したがってよいのではない

か。「貧しき人」はやがて「伏廬」「曲廬」の外へと強引に引きずり出されるのであろう。そして時をおかずその瘦せた肉体に食い込むであろう里長の「しもと」の音と、痛みに耐えかねてあげる声にもならぬ声を予感させつつ、「すべなきものか 世間の道」とうたい、憶良は長歌のとじめとするのである。

最後に、短歌にもふれておかねばなるまい。

世間を憂しとやさしと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば（巻5八九三）

この一首はしばしば説かれるように、作者憶良の感慨であろう。たとえば中西氏は「この短歌こそ、まったく憶良風である」と述べている。また「世間を憂しとやさしと思」う嘆きが、『日本霊異記』の作者景戒の表白に類似することも、すでに中西氏や井村氏によって明らかにされている。

延暦六年丁卯の秋九月の朔の四日甲寅の酉の時に、僧景戒、慚愧の心を発し、憂愁へ嘆きて言はく、「嗚呼恥しきかな、忝しきかな。世に生れて命を生き、身を存へむに便無し。等流果に引かかるが故に、愛網の業を結び、煩惱に纏はれて生死を継ぐ。八方に馳せて生ける身を炬し、俗家に居て妻子を蓄ふ。養ふ物無く、食ふ物無し。塩無く、衣無く、薪無し。毎に万の物無くして、思ひ愁へて、我が心安からず。昼も復飢る寒い、夜も復飢る寒ゆ。我、先の世に布施の行を修せずありき。鄙なるかな、我が心。微しきかな、我が行」といふ。：勤めずあるべからず。恐りずあるべからず。（下巻三十八）

「等流果」とは因（本）から果（末）を流出するときに、因果が相似していることをいう（『仏教語大辞典』）。景戒の困窮が前世で布施行をしなかったゆえの報果であるというのである。右のくだりをふくむ「災と善との表相先づ現れて、後に其の災と善との答を被りし縁三十八」は、景戒の自伝ともいえる側面をもっている。多田一臣氏は、それまで伝聞あるいは見聞きした他人の奇事を書いてきた景戒が、自身の宗教的な覚醒を仏験の具体的な現れとし

て定位しようとする止みがたい思いによつて、こうした表白を記したのであらうとされている。⁽⁴⁸⁾ 正鶴を射た評であらう。

こうした景戒の告白との類似から、井村氏は憶良の口吻に貧窮の因果が恥ずかしいという自覚、それゆえに「業苦としての貧窮に洗われている世間蒼生の生があかあかと燃えている」アイロニーを見ようとされ、中西氏は憶良の「慚愧」は景戒のそれと重なりながらも、仏教的な心情のみならず、儒教倫理に立つ官人としての自省があることを認められている。なるほど、人として生まれたことは幸いであつた（「わくらばに人とはある」）。しかしおなじ人に生まれながら、なぜ「富人」（巻五九〇一）がいて、「貧しき人」がいるのか。村山出氏がつとに指摘されているように、⁽⁴⁹⁾ 憶良は仏教の説く因果律によつて納得していたわけではあるまい。景戒は「鄙なるかな、我が心。微しきかな、我が行」と前世でのわが所業を後悔し、「（仏道修行に）勤めずあるべからず。（因果応報の理を）恐りずあるべからず」と厳しい因果応報の理を確信してゆらぐことはない。しかし憶良は「思へども」と、貧窮困苦の現実へとふたたびもどつていくからである。⁽⁵⁰⁾ 「鳥」は憶良の願望の象徴であつた。⁽⁵¹⁾ けれども人は誰も彼も、ついに「鳥」にはなれない。

すでに述べたように、長歌にスケッチしてきた「世間」というものに対して、短歌は憶良自身の感慨であらう。とはいえ、長歌に描きだされたイメージのすべてが短歌から遮断されているとは考えられない。長歌でうたい継いできた「すべなき」世間に息づいているのが、「憂しとやさしと思」う我であり、寒風雪雨の陰残な風景は、そのままここにも及んでいるとみるべきではないか。憶良が「鳥」のはばたきの仕草を試してみても、その両の手はいたずらに空をきるだけであらう。この凍てついた大地から飛び立つことができぬばかりか、寸分も逃れることもできないのであつた。「直土」のきびしい冷気が、やがて彼の脚もとから這いのぼつてくるのである——こうした憶良の皮膚

感覚が「貧窮問答の歌」を支えている。

注

(1) 「仏前唱歌」をめぐる、井村哲夫氏に維摩会の創始から興福寺恒例の法会として定着するまでをていねいにたどった論がある(『天平十一年『皇后宮之維摩講仏前唱歌』をめぐる若干の考察』『憶良・虫麻呂と天平歌壇』)。また辰巳正明氏は「仏前唱歌」の成立が当時広く受容されていた「維摩十喻」を背景とするものであると論じられている(『仏教と詩学―維摩講仏前唱歌について』『万葉集と比較詩学』)。周知のように、「仏前の唱歌」の左注には「終日に」とあり、唱歌がおこなわれたのは法会の竟日であろう。この語句に着目しながら、猪股ときわ氏は『維摩経』「仏道品」から「諸度は法の等侶なり。四摂を妓女と為す。歌詠法言を誦し、此を以て音楽を為す」のくだりから、光明子の後宮に集い奉仕する市原王らの歌唱は、維摩居士のいう妓女たちの声のように「歌詠法言」としての、それであったと説かれている(『光の中の仏教儀礼―皇后宮維摩講の時空へ』『歌の王と風流の宮 万葉の表現空間』)。したがうべきであろう。

(2) 『維摩詰経』『維摩詰所説経』『説無垢称経』のいずれも、『大正蔵』(巻14)による。

(3) 別に憶良が「初め痾に沈みしより已来」(『沈痾自哀文』)と表現していることも忘れてはなるまい。「沈痾」は沈痾・宿痾・持病とおなじ意。この一文のように題詞も「沈」を動詞とみて、「痾に沈みて自ら哀しぶる文」と訓むのがよいとする理解もある(小島憲之「学事新報」『上代の文学』日本文学史1)。憶良にとって病とは、「宿」でも「持」でもなく、身体を染めやがて身体そのものを深々と呑み込んでいく、「沈」の感覚があった。

(4) 拙稿「走る憶良―憶良文学の身体性II」『美夫君志論攷』所収。

(5) 『紀』には、

いざ吾君 野に蒜摘みに 蒜摘みに 我が行く道に 香ぐはし 花橘 下枝らは 人皆取り 上枝は 鳥居枯らし 三粟の 中
枝の ふほごもり あかれる嬢女 いざさかばえな(35)

ともうたわれている。こうした歌にうたわれる「くれなゐ」「あから」「丹のほ」などの表現の始原的な意味については、森朝男氏

が明らかにされている（「色に出づ」『古代和歌と祝祭』）。

(6) 中西進氏「世間無常の歌『少年行』」『中西進万葉論集』巻3。

(7) 井村氏「令反或情歌と哀世間難住歌」『憶良と虫麻呂』。

(8) 田上八朗氏『皮膚の医学 肌荒れからアトピー性皮膚炎まで』。憶良は「皺」を「いづくゆか…来りしもの」と、外からより付いてくるとうたうのであるが、避けることのできない老化のシンボルともいえる「皺」は、じつは真皮の結合組織の細胞が長いあいだ紫外線に曝露され、弾力繊維を過度につくり過ぎるようになって生じる現象であり、「老化」ではなく「光老化」と呼ぶほうがよいともいえる変化の結果らしい。つまり「皺」はまさに「いづくゆか…来りしもの」であるというのである（田上論）。もとより現代医学の知識を憶良が知るはずもないが、暗合としてはおもしろい。

(9) 老女アンバパーリーの嘆きに「乳房の嘆き」がある。こうした老女の嘆きは、憶良の作品には見られない。初期仏典では、豊かな乳房は若く美しい女人を形容する典型的な表現となっている。たとえば『ブツダ・チャリタ』(Buddhacarita)によれば、つぎのように見られる。

(a) 時経て、可愛らしい乳房をそなえ、(白雲のごとき)己が名声を持つるヤショードラー妃とシュッドードナ王子のあいだに、その顔容ラーフの敵(月)と紛う息子、ほかならぬラーフラと名づくる息子が誕生した。

(b) その(曳きずる)車のごとき(ふくよかな)お臀おしりと(雲のようにゆつたりした)豊満な乳房が重いので、彼女たちの足どりを緩慢にしまった。

(c) ある乙女たちは酔っているという口実のもとに、その硬くしかも豊満のところせましと張り合った魅力的な両の乳房で、彼に触れてみた。

(d) 他の女たちは金の瓶のような乳房を露わになるように、花をつけたマンゴの枝に手をかけて、(これみよがしと)その同じ姿勢を保っていた。

(e) ある豊満で魅力的な乳房をもった女は、笑いに耳飾りを揺らせながら、「もういい加減になさいまし」と声高に彼を嘲笑あざわらった。

(f) ゆれ動く耳飾りにその顔は接吻され、咽喉につかえる溜息に乳房ふるえ、仔鹿のように不安なまなざしをした婦人たちに仰ぎ見られながら。

(g)別の女は手に笛をもったまま、しかもその白い絹の上衣が乳房（を露わにして、そこ）よりずり落ちたまま横になっていたが、そのようすはあたかも（蜜を求めて群がる）蜂の列（笛）が垂直に蓮花（女の顔）にかかり、兩岸（乳房）のあいだに水白く泡をたてて笑う川（白衣）のごとく見えた。

(h)他の女たちはすわったまま（眠りこけて）臥し、乳房の重みで前屈みになりながら、その黄金の腕輪をつけた細腕を互いからませていたから、彼女たちは綱で結び合わされているようであった。

(i)足にはサフランを塗ることもなく、また足飾りもつけず、顔には耳飾りもつけず、首は（飾りをつけないから）平板（質素そのもの）で、本来大きなお臀には腰巻もまとわず、乳房は（日ごろなじむ）首飾りの糸もなく、あたかもむしりとられたようであった。

(j)顔一杯に流れる涙によって、あたかも山が滝の激流によって（滝壺の）石を濡らすごとく、乳房を濡らし、（そこに塗ってあった）梅檀をはがし落とした。

(k)美女たちはこのように手で（自分の胸を）叩くと、ところせましと盛り上がった両の乳房はゆらめいたが、それはあたかも蓮の葉が森に吹く風にゆれ動き、（その傍にいる）一對のチャクラヴァーカがゆらめいている川のごとくであった。

(l)彼女たちが手で胸を痛めつけるのとまったく同様に、彼女たちはまた（硬い）乳房で手を痛めつけた。か弱き乙女たちは、（いまや）憐憫の情もどこへやら、（このように容赦なく）手の先と胸とを互いに苦しめ合わせていたのであった。

(m)（王子の妃）ヤシヨーダラーは怒りに眼を真っ赤にして、悲しみに嘎れた声をつまらせながらふりしぼり、溜息に乳房をゆらし、深い悲しみに滴る涙を流しながら、つぎのように言った。

（原実氏訳『ブッダ・チャリタ』The Buddhacarita, or Acts of the Buddha Part I, Sanskrit Text, edited by E. H. Johnston）

(a)はラーフラ（羅睺羅）誕生のくだり。妃ヤシヨーダラー（耶輸陀羅）の美しさは乳房によって形容されている。(b)は第一回のシュッドーダナー（悉達羅他）行啓の場で、王子の姿を一目見ようと急ぐ婦人姿。王の命令によって通り道からは、四肢に欠陥のある者・老人・病人その他の悩める人びとはことごとく退けられているが、シュッダアディヴァーサ（浄居天王）が老人を出現せしめ、シュッダーナーは「老苦」を知ることになる。(c)～(e)は外苑でシュッドーダナーを出迎えた女人たちの描写。老・病・死をすでに知ったゆえに鬱々として楽しまない。(f)は出城の意志をもったシュッダーナーを不安なまなざしで見守る宮女。(g)～(h)はアカニシュタ（淨

居天・阿迦尼吒天)のたちの神力で眠らされた宮女たちの姿。これを見たシュッドローダナーは愛欲の本性を知り、城を出てしまう。
 (i) (1)は馬丁のチャンダカ(車匿)と白馬だけが城へもどつて来たのを見て嘆く宮女たちの姿。(m)は妃ヤショードラーの嘆く姿である。こうして、女人の美しさはその豊満な乳房とともに描かれている。それゆえに、老女アンバパーリーが、水の入っていない皮ぶくろというように、むなしく垂れさがり皺のよつたわが乳房を見ながら嘆く嘆きも、いたく深刻であったということである。

ただし、『ブツダ・チャリタ』の漢訳である『仏所行讚』(北涼・曇無讖)の場合は、原文の逐次訳とはいえず、一例をあげれば、(g)に該当するのは「衣裳は身を絞縛し」と訳出されるていどである。「恐らく訳者が原典を誤解し、又ある時は支那読者に解し難く、興味なき箇所は故意に除外し、省略し、敷衍増補し、以て訳文として独立の立派な経文になさうとした」(平等通昭氏『国訳一』解題)かららしい。乳房による美の形容をしないのは、極東アジアの美意識が大きく漢訳の段階で関与しているともいえる。豊かな胸よりも肩や首筋・腰によって媚態を表現する場面が多い。事情は憶良もおなじであろう。

(10) 井村氏 注7の論および「山上憶良論―その文学の思想と方法―」『セミナー万葉の歌人と作品』巻5所収。

(11) 井村氏 注7におなじ。

(12) 『仏本行集経』(隋・闍那崛多の訳出)は「仏伝前紀」「仏伝本紀」「弟子列伝」の三部からなり、「空声勧厭品」は仏陀がいわゆる四苦を自覚し出城するまでの思想生活を語る「出逢老人品」「浄飯王夢品」「道見病人品」「路逢死屍品」「耶輸陀羅夢品」となる一品(『国訳一』本縁部)。「大般涅槃経」(北涼・曇無讖の訳出、『国訳一』涅槃部)。

(13) 中西氏 『山上憶良』(中西進万葉論集8)。たとえば「何か障れる」状態、これこそ憶良的なものであろう。「彼の心にはいつも『障れる』何かがあった」(「松浦追和歌」と。「障る」は、憶良の全作品を論じるうえで、キー・タームとして有効である。

(14) この「及」の訓みについては、芳賀紀雄氏「山上憶良―老身重病経年辛苦及思兒等歌―」(『万葉』135号)の論がある。芳賀氏は作品の内容を詳細に検討するところから、「児等を思ふに及る」と試訓を提起されている。「及」は並列の助字ではなく、動詞に用いた蓋然性がたかいが、いまは従来の訓みにしたがう。

(15) 『肥前国風土記』(佐嘉郡蒲田郷)には、

蒲田の郷 郡の西にあり。同じき天皇、行幸しし時、此の郷に宿りましき。御膳薦めまつりし時、蠅、甚多に鳴き、其の声、大く驚しかりき。天皇、勅りたまひしく、「蠅の声、甚驚し」とのりたまひき。因りて驚の郷といひき。今、蒲田の郷と謂ふは、訛

れるなり。

という記事がある。ここでは騒然とした蠅の生態が地名起源となっている。

(16) 『大正蔵』 4巻本縁部下。

(17) 『国訳一』阿含部6。

(18) 『国訳一』釈教論部2く3。

(19) 『国訳一』宝積部5。

(20) 『統紀』に、こうした多産褒賞は十八例。慶雲三年二月十四日の条では、山背国相楽郡の鴨首形名という女性が三産六児をもうけ、初産の二男児は詔によって大舍人として任用されている。

(21) 「勅して曰はく、『左大臣正二位長屋王、忍戾昏凶、途に触れて著る。慝^{いつはり}を尽して奸^{かだまきし}を窮め、頓に疏^{あら}き網に陥れり。奸党を苴^{たひら}り夷げ、賊悪を除き滅さむ。国司、衆有らしむること莫かるべし』とのたまふ。仍て二月十二日を以て常に依りて施行せしむ」とある。

(22) 『礼記』(王制篇)に「言を析^さき律を破り、名を乱り作を改め、左道を執りて、以て政を乱すものは、殺す。淫声異服・奇技奇器を作りて、以て衆を疑はすものは、殺す。偽を行ひて堅く、偽を言ひて弁じ、非を学びて博く、非に順^{したが}ひて沢に、以て衆を疑はすものは、殺す。鬼神・時日・卜筮に仮りて、以て衆を疑はすものは、殺す。此の四誅の者は以て聴^しさず」という。情状酌量の余地はまったくないというのである。密告者に与えられる褒賞が破格であるのは、こうした国家安寧の思想にあって当然であったといえる。

(23) このあたりは、関根真隆氏「外衣」『奈良朝服飾の研究』にくわしい。

(24) 『大日本古文書』(編年文書之一)による。

(25) 『大日本古文書』(編年文書之十六)、「奉写二部大般若經用度解案」の一部。

(26) 関根氏「奈良時代の食生活の実際」『奈良朝食生活の研究』。

(27) 『大日本古文書』(編年文書之五)。

(28) 注25と同書。東西の市からさまざまなものを購入しているが、その運搬に役夫を雇いいたらしい(錢用帳)。たとえば「十二月廿一日下錢七十七貫五百八十七文／七十七貫三百五十文買絁七十二匹直 五十四別一貫百文 十五匹別一貫 七匹別一貫五十文／

一百六十文件純錢等自東西市負運雇車二兩賃 一兩九十文 一兩七十文／七十七文自二市買物持運役夫等食物料頓給／右、錢用如件」(十二月廿一日)、「合錢市百貫／用九十六貫四百廿文／九十六貫二百文純九十四匹直 十四匹別一千五十文 三十四一千四十文 廿五匹別一千廿文 廿九匹別一千文／二百廿文雇車賃料 九十文自東西市往還功 一百三十文自西市往還功 殘三千五百八十文 之中破新錢一文」(閏十二月四日)とある。これによると、鴨二翼の値段は、東大寺から西市までの往復の荷車の賃料(役夫賃料をふくむ)とおなじである。

- (29) 拙稿「憶良文学の身体性」『万葉史を問う』所収。
- (30) 辰巳氏「貧窮問答歌論」『万葉集と中国文学』。
- (31) 小島憲之氏「山上憶良の述作」『上代日本文学与中国文学』中。
- (32) たとえば清水房雄氏「貧窮表現の一類型」『日本文学研究資料叢書 万葉集I』所収。
- (33) 大宝元年(七〇一)に、遣唐使少録として登場してくる憶良であるが、文武元年(六九七)は三十八才。しばしば説かれるように史生であったり写経生であったとすれば、先にあげた上馬養のような生活ぶりであったろうし、史生として畿内のみならず、貧困にあえぐ地方の苛酷な暮らしを知ることかもしれない。彼が某氏の使いとして北越へ旅した可能性がわずかとはいえないことは別に述べた(拙稿「山上臣の歌」『大学紀要』9号)。
- (34) 靈龜二年(七一六)四月に河内国から和泉監、ほぼ同時期に大倭国から吉野監を分置、天平十二年(七四〇)八月にふたたび統合、天平宝字元年(七五七)五月に和泉国を分置、このときから五畿七道となっている。
- (35) 村山出氏「憶良の長歌に関する覚書―伝統継承の側面―」『国語国文研究』29号ならびに『大伴旅人 山上憶良』、中西氏「貧窮問答」注13と同書など。
- (36) 桜井満氏『万葉集』旺文社、高瀬生氏「貧窮問答歌」論―作「字」の文学性をめぐって―『美夫君志』55号など。
- (37) 土橋寛氏『万葉開眼』下。
- (38) 中西氏 注35におなじ。
- (39) 大久保廣行氏「貧窮問答の歌」『筑紫文学圏論 山上憶良』。
- (40) 井村氏「憶良にとって歌はどうして必要だったのか」『憶良・虫麻呂と天平歌壇』

- (41) 古橋信孝氏「山上憶良」『和文学の成立 奈良平安初期文学史論』。
- (42) 辰巳氏「俗道―家族の詩について」注1と同書。
- (43) ツクルヲと訓んで人並みに耕作していると解釈するものに、『全注釈』『窪田評釈』『大系』『注釈』『集成』『釈注』など。ナレルヲと訓んで人並みの人として生まれたと解釈するものに、『私注』『全集』『全訳注』『井村全注』『新編全集』など。高氏はそれまでの諸説を整理、ツクルヲと訓むべきであるとされている(注36論)。いまはナレルヲの訓みにしたがう。
- (44) 拙稿「輪廻する憶良―沈痾自哀文論―」『成城国文学』8号。
- (45) 「しもと」は細い小枝をいう。「生ふシモトこの本山のま柴にも告らぬ妹が名かたに出でむかも」(巻14三四八八)は、これをうたった。
- (46) 中西氏 注35におなじ。
- (47) 中西氏 同右。井村氏「山上憶良の作品―世間蒼生の文学―」注7と同書。
- (48) 多田一臣氏「日本霊異記」下、当該下巻三十八の「補説」。
- (49) 村山出氏「貧窮問答歌―基礎的考察―」『山上憶良の研究』。
- (50) このあたりについては、注44の拙稿を参照。
- (51) 中西氏は陶淵明の作品との比較から、憶良は陶淵明の鳥のイメージから喚起されたのではないかと論じられている(「山上憶良―陶淵明との関係」『万葉の詩と詩人』)。また芳賀紀雄氏は、当該短歌の「鳥」は仏典における智者の自在さの譬喩的な表象であるとされている(「貧窮問答の歌―短歌をめぐって―」『万葉』93号)。なお貧窮を主題とするものではないが、はやくに『詩経』「柏舟」(邶風)には「日よ月よ、胡ぞ迭迭なほにして微なる、心の憂ふる、瀚あちはざる衣の如し、静つまびらかにに言に之を思へども、奮ひて飛ぶこと能はず」の例がある。もちろん鳥が天地のあいだを飛翔するゆえに、地上の束縛から解放された表象とされるのは、古今東西、普遍的なものである(金光仁三郎氏ほか編『世界シンボル大事典』参照)。